

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

2025 年 1 月 31 日

伊藤忠商事株式会社

株式会社東信別荘地管理

2025年1月31日

大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役 石井 敬太

長野県上田市武石小沢根 576 番地 139
株式会社東信別荘地管理
代表取締役 岡本 秀彰

吸収分割に係る事前開示事項

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)と株式会社東信別荘地管理(以下「東信別荘地管理」といいます。)とは、伊藤忠商事を吸収分割会社とし、東信別荘地管理を吸収分割承継会社として、伊藤忠商事が営む美しの国別荘地及び小諸別荘地に係る別荘地管理事業に関して有する権利義務を、2025年3月14日を効力発生日として、東信別荘地管理に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2025年1月21日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、伊藤忠商事が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、東信別荘地管理が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号)

伊藤忠商事は、東信別荘地管理の発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、東信別荘地管理が伊藤忠商事に対して、株式、その他の金銭等を交付しないことは、相当であるものと判断しております。

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号)

伊藤忠商事

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ① 伊藤忠商事は、2024 年 8 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、この決議に基づき以下のとおり自己株式を取得いたしました。
 - ・取得した株式の総数：当社普通株式 19,895,800 株
 - ・株式の取得価格の総額：149,999,461,800 円
 - ② 伊藤忠商事を吸収分割会社とし、株式会社白浜別荘地管理(以下「白浜別荘地管理」といいます。)を吸収分割承継会社として、アイ・ピー管理株式会社(以下「アイ・ピー管理」といいます。)と白浜別荘地管理との間の 2025 年 1 月 21 日付吸収分割契約に係る吸収分割の効力発生を条件に、伊藤忠商事が営む白浜緑光台別荘地に係る別荘地管理事業に関して有する権利義務を、2025 年 3 月 14 日を効力発生日として白浜別荘地管理に承継させる吸収分割に係る吸収分割契約を、2025 年 1 月 21 日付で締結いたしました。

東信別荘地管理

- (1) 成立の日における貸借対照表の内容
別紙 3 のとおりです。
- (2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

アイ・ピー管理を吸収分割会社とし、東信別荘地管理を吸収分割承継会社として、アイ・ピー管理が営む美しい国別荘地及び小諸別荘地に係る別荘地管理事業に関して有する権利義務を、2025年3月14日を効力発生日として、本吸収分割の効力発生が見込まれていることを条件に東信別荘地管理が承継する吸収分割(以下「アイ・ピー管理吸収分割」といいます。)に係る吸収分割契約を、2025年1月21日付で締結いたしました。

4. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号、同第192条第7号)

(1) 伊藤忠商事

伊藤忠商事の最終事業年度の末日(2024年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ4,852,964百万円及び3,101,040百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。本吸収分割により、伊藤忠商事が東信別荘地管理に承継させる資産の額は315百万円、負債の額は289百万円となる見込みです。

また、2024年3月31日から現在に至るまで、上記3.の他、伊藤忠商事の資産の額及び負債の額並びに伊藤忠商事が東信別荘地管理に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の伊藤忠商事の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日後の伊藤忠商事の収益及びキャッシュ・フローの状況について、伊藤忠商事の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、伊藤忠商事の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 東信別荘地管理

東信別荘地管理の2025年1月16日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ1円及び0円です。また、本吸収分割によって、東信別荘地管理が伊藤忠商事から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ315百万円及び289百万円であり、アイ・ピー管理吸収分割によって、アイ・ピー管理が東信別荘地管理に承継させる資産の額及び負債の額の見込み額は、それぞれ77百万円及び22百万円です。

また、2025年1月16日から現在に至るまで、アイ・ピー管理吸収分割の他、

東信別荘地管理の資産の額及び負債の額並びに東信別荘地管理が伊藤忠商事から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の東信別荘地管理の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の東信別荘地管理の収益及びキャッシュ・フローの状況について、東信別荘地管理の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、東信別荘地管理の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書



伊藤忠商事株式会社(以下、「甲」という。)及び株式会社東信別荘地管理(以下、「乙」という。)は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下、「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲が営む長野県上田市武石小沢根 576 番地 139 他に所在する美しの国別荘地及び長野県小諸市大久保 2337 番 72 他に所在する小諸別荘地に係る別荘地管理事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務(以下、「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

吸収分割会社

商号：伊藤忠商事株式会社

住所：大阪市北区梅田三丁目 1 番 3 号

吸収分割承継会社

商号：株式会社東信別荘地管理

住所：長野県上田市武石小沢根 576 番地 139

第 3 条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、本件権利義務に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

第 4 条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙は、本会社分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 5 条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から承継する。
- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。会社法第 759 条第 2 項の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担するものとする。

第6条 (本会社分割の効力発生日)

本会社分割は、アイ・ピー管理株式会社と乙との間の2025年1月21日付吸収分割契約に係る吸収分割の効力発生を条件として効力を生じるものとし、その効力発生日(以下、「本分割効力発生日」という。)は、2025年3月14日とする。但し、本会社分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (分割承認株主總會)

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主總會の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主總會の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第21条が適用されないことを確認する。

第9条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手續をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手續を行うこととする。
- 2 前項に定める手續に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、甲がこれを負担する。

第10条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、本会社分割に係る法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 21 日

甲：大阪市北区梅田三丁目 1 番 3 号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役 小林 文彦



乙：長野県上田市武石小沢根 576 番地 139
株式会社東信別荘地管理
代表取締役 岡本 秀彰



承継対象権利義務明細表

乙は、本件事業に関して、甲が2025年2月28日の終了時(以下、「基準時」という。)において有する、以下に定める資産、負債、契約その他の権利義務を承継する。

1. 資産

本会社分割により、乙が甲から承継する資産は、甲が基準時において保有している資産のうち、本件事業のみに属するものであって、以下(1)及び(2)の甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産とする。但し、資産の承継について、法令による関係官庁(日本以外の国、地域を含む。)の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって、許認可、同意又は承認等が得られない場合には承継対象から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。

(1). 流動資産

- ・ 現金(但し、その金額は310,349,023円とし、内訳は工事費相当額289,000,000円、前受収益相当額21,349,023円とする。)
- ・ 未収入金

(2). 固定資産

- ・ 建物(具体的には別添1記載の建物をいう。)
- ・ 構築物(具体的には別添1記載の構築物をいう。)
- ・ 機械及び装置(具体的には別添1記載の機械及び装置をいう。)
- ・ 建物附属設備(具体的には別添1記載の建物附属設備をいう。)
- ・ 器具及び備品(具体的には別添1記載の器具及び備品をいう。)
- ・ 土地(具体的には別添2記載の土地をいう。)

2. 負債及び債務

本会社分割により、乙が甲から承継する負債及び債務は、基準時において甲が負担する負債及び債務のうち、本件事業のみに属する負債及び債務(本件事業のみに関する事実起因又は関連して、基準時において発生している又は基準時前の事由に基づき基準時後に発生する不法行為に基づく債務その他全ての潜在債務及び偶発債務を含む。)とする。

3. 契約

本会社分割により、乙が甲から承継する契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、基準時において有効な、本件事業のみに属する契約(但し、雇用契約、甲及びアイ・ピー管理株式会社(以下、「丙」という。))との間の美しの国別荘地及びイトー

ピア小諸別荘地の管理業務の委託に関する契約を含む本件事業に関する甲及び丙間の全ての契約、本別紙第 1 項但書きにより乙に承継されない資産に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。)に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務(未発生のもを含む。)とする。

なお、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本会社分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

4. 許認可

本会社分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、基準時において本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

5. その他

承継対象権利義務の詳細については、2024 年 12 月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに基準時までの増減を調整して確定する(但し、現金のうち、工事費相当額は調整対象から除く。)

以 上

<小諸>

資産種類	資産名称	取得年月日
構築物	テニスコート A・B 排水設備	19770801
構築物	テニスコート A・B ネット設備	19770801
構築物	舗装路面駐車場	19770801
構築物	ドッグラン(旧:テニスコート C・D ネット設備)	19891231
構築物	テニスコート改修工事 (A・Bコート)	19931115
構築物	ドッグラン(旧:テニスコート C・D 改修工事)	19931115
建物	管理事務所本体工事	19940415
建物附属設備	電気設備工事	19940415
建物附属設備	給排水設備工事	19940415
建物附属設備	浄化槽設備工事	19940415
建物附属設備	暖房設備工事	19940415
構築物	管理事務所 外構工事	19940415
構築物	ゴミステーション新設工事	20090311
構築物	高度処理型合併浄化槽設置工事	20111110
構築物	小諸/灯油タンク収納庫設置工事	20221024

<美しの国>

資産種類	資産名称	取得年月日
	なし	

<小諸>

所在及び地番			地目	登記簿地積 (㎡)
大字大久保字雨田	2316	38	山林	801.00
大字大久保字雨田	2316	52	別荘地	1.25
大字大久保字雨田	2316	53	別荘地	0.37
大字大久保字雨田	2322	216	雑種地	65.00
大字大久保字小屋場	2104	35	別荘地	11.00
大字大久保字中ノ坂	2353	1	砂防指定地	13,204.00
大字大久保字中ノ坂	2353	77	公衆用道路	181.00
大字大久保字中ノ坂	2353	80	水道用地	74.00
大字大久保字中ノ坂	2366	45	別荘地	1,065.00
大字大久保字中ノ坂	2366	79	雑種地	15.00
大字大久保字シンナ石	2337	13	雑種地	403.00
大字大久保字シンナ石	2337	22	雑種地	460.00
大字大久保字シンナ石	2337	61	雑種地	3,663.00
大字大久保字シンナ石	2337	62	雑種地	94.00
大字大久保字シンナ石	2337	65	雑種地	83.00
大字大久保字シンナ石	2337	71	雑種地	1,997.00
大字大久保字シンナ石	2337	72	雑種地	1,803.97
大字大久保字シンナ石	2337	312	雑種地	1,250.00
大字大久保字シンナ石	2337	318	公衆用道路	0.57
大字大久保字シンナ石	2345	6	山林	7,684.00
大字大久保字シンナ石	2347	1	砂防指定地	51,607.00
大字大久保字シンナ石	2347	15	雑種地	1,313.00
大字大久保字シンナ石	2347	78	雑種地	1,971.00
大字大久保字シンナ石	2347	95	雑種地	581.00
大字大久保字シンナ石	2347	155	雑種地	502.00
大字大久保字シンナ石	2347	170	山林	13,630.00
大字大久保字シンナ石	2355	64	雑種地	372.00
大字大久保字シンナ石	2355	65	雑種地	215.00
大字大久保字シンナ石	2355	67	雑種地	593.00

<美しの国>

所在及び地番			地目	登記簿地積登 (㎡)
武石小沢根字小沢	574	1	山林	12,805.00
武石小沢根字小沢	574	15	山林	632.00
武石小沢根字小沢	574	53	山林	2,555.00
武石小沢根字小沢	574	142	山林	759.00
武石小沢根字小沢	574	143	山林	804.00
武石小沢根字小沢	574	144	山林	824.00
武石小沢根字小沢	574	195	山林	488.00
武石小沢根字小沢	574	242	山林	61.00
武石小沢根字小沢	574	254	山林	1,003.00
武石小沢根字小沢	574	255	山林	1,251.00
武石小沢根字小沢	574	256	山林	1,525.00
武石小沢根字小沢	574	257	山林	1,132.00
武石小沢根字小沢	574	258	山林	1,036.00
武石小沢根字小沢	574	259	山林	1,001.00
武石小沢根字小沢	574	260	山林	1,003.00
武石小沢根字小沢	574	261	山林	1,072.00
武石小沢根字小沢	574	262	山林	1,145.00
武石小沢根字小沢	574	263	山林	1,003.00
武石小沢根字小沢	574	264	山林	31.00
武石小沢根字小沢	574	265	山林	1,242.00
武石小沢根字小沢	574	266	山林	1,006.00
武石小沢根字小沢	574	267	山林	379.00
武石小沢根字小沢	574	271	山林	4.29
武石小沢根字嶽之湯	578	1	山林	15,541.00
武石小沢根字嶽之湯	579	1	山林	237.00
武石小沢根字嶽之湯	580	8	山林	48,737.00
武石小沢根字嶽之湯	580	10	山林	270.00
武石小沢根字嶽之湯	580	12	保安林	159,330.00
武石小沢根字日向宿小屋	573	2	原野	1,020,808.00
武石小沢根字日向宿小屋	573	7	原野	152,626.00
武石小沢根字獅子城	576	2	原野	368,923.00

武石小沢根字獅子城	576	3	山林	1,806.00
武石小沢根字獅子城	576	5	原野	24,388.00
武石小沢根字獅子城	576	18	原野	2,408.00
武石小沢根字獅子城	576	19	原野	144,193.00
武石小沢根字獅子城	576	53	原野	311.00
武石小沢根字獅子城	576	61	原野	12,548.00
武石小沢根字獅子城	576	80	原野	131.00
武石小沢根字獅子城	576	110	原野	1,669.00
武石小沢根字獅子城	576	115	原野	184.00
武石小沢根字獅子城	576	139	原野	3,135.00
武石小沢根字獅子城	576	147	保安林	2,121.00
武石小沢根字獅子城	576	223	原野	2,381.00
武石小沢根字獅子城	576	224	原野	215.00
武石小沢根字獅子城	576	255	原野	774.00
武石小沢根字獅子城	576	277	原野	854.00
武石小沢根字獅子城	576	279	原野	241.00
武石小沢根字獅子城	576	327	原野	21.00
武石小沢根字獅子城	576	329	原野	21.00
武石小沢根字獅子城	576	330	原野	21.00
武石小沢根字獅子城	576	331	原野	20.00
武石小沢根字獅子城	576	332	原野	19.00
武石小沢根字獅子城	576	333	原野	37.00
武石小沢根字獅子城	576	334	原野	30.00
武石小沢根字獅子城	576	337	原野	35.00
武石小沢根字獅子城	576	340	原野	52.00
武石小沢根字獅子城	576	357	原野	268.00
武石小沢根字獅子城	576	374	原野	535.00
武石小沢根字獅子城	576	387	原野	1,308.00
武石小沢根字獅子城	576	430	原野	82.00
武石小沢根字獅子城	576	431	原野	563.00
武石小沢根字獅子城	576	432	原野	312.00
武石小沢根字獅子城	576	433	原野	422.00
武石小沢根字獅子城	576	439	原野	154.00
武石小沢根字獅子城	576	464	原野	454.00

武石小沢根字獅子城	576	465	原野	490.00
武石小沢根字獅子城	576	474	原野	1,607.00
武石小沢根字獅子城	576	479	原野	1,234.00
武石小沢根字獅子城	576	508	原野	1,516.00
武石小沢根字獅子城	576	509	原野	4,341.00
武石小沢根字獅子城	576	547	原野	1,208.00
武石小沢根字獅子城	576	548	原野	31.00
武石小沢根字獅子城	576	549	原野	1,342.00
武石小沢根字獅子城	576	557	原野	1,197.00
武石小沢根字獅子城	576	571	原野	1,095.00
武石小沢根字獅子城	576	572	原野	31.00
武石小沢根字獅子城	576	575	原野	1,044.00
武石小沢根字獅子城	576	580	原野	1,233.00
武石小沢根字獅子城	576	581	原野	1,533.00
武石小沢根字獅子城	576	584	原野	1,319.00
武石小沢根字獅子城	576	586	原野	1,268.00
武石小沢根字獅子城	576	587	原野	2,544.00
武石小沢根字獅子城	576	588	原野	3,198.00
武石小沢根字獅子城	576	598	原野	3,595.00
武石小沢根字獅子城	576	600	原野	3,277.00
武石小沢根字獅子城	576	601	原野	325.00
武石小沢根字獅子城	576	603	原野	1,845.00
武石小沢根字獅子城	576	604	原野	48,145.00
武石小沢根字獅子城	576	605	原野	22,184.00
武石小沢根字獅子城	576	606	原野	2,808.00
武石小沢根字獅子城	576	607	原野	7,583.00
武石小沢根字獅子城	576	610	原野	3,175.00
武石小沢根字獅子城	576	614	その他	243.21
武石小沢根字獅子城	576	615	保安林	733.00
武石小沢根字獅子城	576	617	保安林	1,221.00
武石小沢根字獅子城	576	619	原野	1,573.00
武石小沢根字獅子城	576	621	原野	762.00
武石小沢根字獅子城	576	629	原野	688.00



別紙2 伊藤忠商事：最終事業年度に係る計算書類等の内容

計算書類

貸借対照表

(百万円未満四捨五入)

科目	第100期 (2024年3月31日現在)	第99期(ご参考) (2023年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	2,429,602	1,675,741
現金及び預金	187,620	191,058
受取手形	29,000	27,640
売掛金	770,132	716,036
商品	323,477	360,359
前払費用	9,354	8,716
未収入金	164,232	169,521
預け金	838,438	40,615
短期貸付金	235	138
関係会社短期貸付金	17,693	67,248
その他	89,586	97,209
貸倒引当金	△165	△2,799
固定資産	2,423,362	2,199,780
有形固定資産	32,625	32,295
建物及び構築物	1,337	1,318
土地	26,755	26,755
その他	4,533	4,222
無形固定資産	29,553	30,775
ソフトウェア	20,994	20,525
その他	8,559	10,250
投資その他の資産	2,361,184	2,136,710
投資有価証券	287,701	255,014
関係会社株式	1,789,357	1,593,312
その他の関係会社有価証券	25,008	16,494
出資金	27,122	27,059
関係会社出資金	255,864	221,183
長期貸付金	59	28
関係会社長期貸付金	23,525	21,312
破産更生債権等	41,648	39,574
前払年金費用	1,338	-
その他	16,521	14,249
貸倒引当金	△41,239	△38,834
投資損失引当金	△65,720	△12,681
資産合計	4,852,964	3,875,521

(単位：百万円)

科目	第100期 (2024年3月31日現在)	第99期(ご参考) (2023年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	2,049,438	1,414,786
支払手形	19,320	19,313
買掛金	495,055	446,815
短期借入金	836,150	345,829
コマーシャル・ペーパー	246,995	-
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払金	246,966	272,223
未払費用	83,622	95,005
未払法人税等	1,070	24,145
前受金	50,958	40,328
預り金	12,542	95,011
前受収益	10,664	8,689
その他	36,096	57,428
固定負債	1,051,602	891,241
社債	112,705	96,765
長期借入金	810,459	619,997
繰延税金負債	25,820	10,951
退職給付引当金	457	5,798
株式給付引当金	3,846	3,046
役員退職慰労引当金	31	31
債務保証等損失引当金	1,251	58,556
その他	97,033	96,097
負債合計	3,101,040	2,306,027
純資産の部		
株主資本	1,651,011	1,490,801
資本金	253,448	253,448
資本剰余金	62,602	62,601
資本準備金	62,600	62,600
その他資本剰余金	2	1
利益剰余金	1,736,078	1,476,079
利益準備金	36,323	36,323
その他利益剰余金		
オープンイノベーション促進積立金	1,735	1,735
繰越利益剰余金	1,698,020	1,438,021
自己株式	△401,117	△301,327
評価・換算差額等	100,913	78,693
その他有価証券評価差額金	100,052	83,055
繰延ヘッジ損益	861	△4,362
純資産合計	1,751,924	1,569,494
負債純資産合計	4,852,964	3,875,521



損益計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

科目	第100期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	第99期 (ご参考) (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
収益	4,264,867	4,207,125
原価	4,067,827	3,949,196
売上総利益	197,040	257,929
販売費及び一般管理費	148,023	143,702
営業利益	49,017	114,227
受取利息	15,488	9,892
受取配当金	467,991	524,175
その他	30,051	28,097
営業外収益	513,530	562,164
支払利息	22,465	14,741
その他	4,002	6,487
営業外費用	26,467	21,228
経常利益	536,080	655,163
固定資産売却益	761	4,500
投資有価証券等売却益	6,252	65,424
特別利益	7,013	69,924
固定資産売却損	5	6
関係会社等事業損失	8,376	4,848
投資有価証券等売却損	172	2,331
投資有価証券等評価損	11,010	12,155
減損損失	71	39
特別損失	19,634	19,379
税引前当期純利益	523,459	705,708
法人税、住民税及び事業税	33,221	75,943
法人税等調整額	4,934	9,848
当期純利益	485,304	619,917

株主資本等変動計算書

(第100期 2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計							
当 期 首 残 高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,735	1,438,021	1,476,079	△301,327	1,490,801	83,055	△4,362	78,693	1,569,494
会計方針の変更による 累積的影響額							153	153		153		△153	△153	-
会計方針の変更を 反映した当期首残高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,735	1,438,174	1,476,232	△301,327	1,490,954	83,055	△4,515	78,540	1,569,494
当 期 変 動 額														
剰余金の配当							△225,458	△225,458		△225,458				△225,458
オープンイノベーション 促進積立金の積立										-				-
当 期 純 利 益							485,304	485,304		485,304				485,304
自己株式の取得									△100,083	△100,083				△100,083
自己株式の処分			1	1					293	294				294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											16,997	5,376	22,373	22,373
当期変動額合計	-	-	1	1	-	-	259,846	259,846	△99,790	160,057	16,997	5,376	22,373	182,430
当 期 末 残 高	253,448	62,600	2	62,602	36,323	1,735	1,698,020	1,736,078	△401,117	1,651,011	100,052	861	100,913	1,751,924

(第99期 2022年4月1日から2023年3月31日まで（ご参考）)

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計							
当 期 首 残 高	253,448	62,600	0	62,600	36,323	62	1,008,039	1,044,424	△240,232	1,120,240	70,099	△3,529	66,570	1,186,810
当 期 変 動 額														
剰余金の配当							△188,372	△188,372		△188,372				△188,372
オープンイノベーション 促進積立金の積立						1,673	△1,673	-		-				-
当 期 純 利 益							619,917	619,917		619,917				619,917
自己株式の取得									△61,755	△61,755				△61,755
自己株式の処分			1	1					660	661				661
会社分割による 増 加							110	110		110				110
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											12,956	△833	12,123	12,123
当期変動額合計	-	-	1	1	-	1,673	429,982	431,655	△61,095	370,561	12,956	△833	12,123	382,684
当 期 末 残 高	253,448	62,600	1	62,601	36,323	1,735	1,438,021	1,476,079	△301,327	1,490,801	83,055	△4,362	78,693	1,569,494

〔個別注記表〕

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	… 償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	… 移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

… 個別法（一部の棚卸資産については総平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法
なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は、6年～50年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。但し、鉱業権については、見込引取総量に基づく生産高比例法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る

… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

リース資産

(4) 長期前払費用

… 効果の及ぶ期間に応じて均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失等に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社株式等の実質価額低下による損失に備えるため、子会社等の財政状態等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間（14年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（14年）により按分した額を費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用に対応する部分を除いた退職給付債務と年金資産の差額を退職給付引当金または前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

当期末においては、伊藤忠企業年金基金に関し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用に対応する部分を除いた退職給付債務を年金資産が超過する状態のため、当該超過額は前払年金費用に計上しております。また、退職給付引当金は一時金制度に係る退職給付引当金であります。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付及び株式交付規程に基づく取締役・執行役員等への当社株式の交付等に備えるため、当期末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社は役員及び執行役員の退職慰労金制度を2005年6月の定時株主総会にて廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金は、退職時に従来の退職慰労金内規の枠内において支給することを決定しているため、当該決定に基づく当期末の支払見積額を計上しております。

(6) 債務保証等損失引当金

子会社等に対する債務保証や当期以前に締結済みの契約等から生じる偶発債務による損失に備えるために、被保証先の財政状態や、将来の契約履行に伴う損失の発生可能性等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、収益に係る会計処理について、次の5ステップに従って、収益を認識しております。

ステップ1 契約の識別

ステップ2 履行義務の識別

ステップ3 取引価格の算定

ステップ4 取引価格の履行義務への配分

ステップ5 履行義務の充足による収益の認識

当社は、主に、繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融、第8の8つのセグメントにおいて、卸売による商品の販売等を行っております。これらの取引については、顧客への商品の引渡し、倉庫証券の交付、検収書の受領等、契約上の受渡し条件が履行された時点をもって履行義務が充足され、収益を認識しております。

また、収益の総額表示と純額表示において、顧客に財またはサービスが移転する前に当該財またはサービスに対する支配を当社が獲得している取引については、顧客との取引総額で表示しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

… 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

… 繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップ等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ等については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

… ヘッジ手段として為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、外貨預金、外貨建借入金、商品先物取引及び商品先物取引等を行い、ヘッジ対象は、将来の相場変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産または負債としております。

ヘッジ方針	… 当社の内部規程に基づき当社の事業活動に伴い発生する相場変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
ヘッジの有効性評価方法	… 個々の取引特性に応じて策定したヘッジの有効性評価方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。

(3) グループ通算制度を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当期首より適用し、株主資本等に計上される取引または事象に係る税金費用の計上区分を損益から株主資本等に変更しております。2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当期首において、株主資本等に計上される取引または事象に係る税金費用の計上区分を損益から株主資本等に変更したことに伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の繰越利益剰余金が153百万円増加しております。なお、当期の損益計算書に与える影響は軽微であります。

〔表示方法の変更に関する注記〕

1. 貸借対照表

前期まで「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました預け金は、金額的重要性が増したため、当期より独立掲記しております。この表示方法の変更により、前期の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました40,615百万円を「預け金」として組み替えております。

2. 損益計算書

前期まで独立掲記しておりました「支払補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当期より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更により、前期の損益計算書において「支払補償金」として独立掲記しておりました233百万円を「営業外費用」の「その他」として組み替えております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

関係会社投融資等の評価

1. 計算書類に計上した金額

関係会社株式 (注)	1,789,357百万円
その他の関係会社有価証券	25,008百万円
関係会社出資金	255,864百万円
関係会社短期・長期貸付金	41,218百万円
関係会社の借入債務等に対する保証	1,805,475百万円

(注) うち、市場価格のない子会社株式及び市場価格のない関連会社株式

子会社株式	1,359,799百万円
関連会社株式	232,507百万円

上記のうち、当社が100%を出資し子会社としているリテールインベストメントカンパニー合同会社（以下、「RIC」という。）に対する投資として関係会社出資金103,901百万円が計上されております。RICは、当社の子会社である㈱ファミリーマート株式の一部を保有する持株会社であります。また、RICの借入金に対し、416,500百万円の保証を行っております。

2. 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、関係会社投融資等の評価にあたり、市場価格のない株式等については、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資の減損処理等及び融資等に対する引当金を認識しております。実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判定は事業計画等を基礎として行っております。

RICに対する投融資等の評価にあたっては、㈱ファミリーマートの超過収益力を反映した実質価額を算定し、当該実質価額が著しく低下しているか否かを検討しました。なお、当該超過収益力に関連して、連結計算書類上、IFRSに基づき、㈱ファミリーマートの取得に伴って発生したのれんについて減損テストを行っております。（「連結注記表 重要性のある会計方針の要約 20.重要な会計上の見積り」参照）

上記の結果、㈱ファミリーマートの実質価額は著しく低下しておらず、当期において投資の減損処理等及び融資等に対する引当金の認識は不要と判断しております。しかし、実質価額の算定には、店舗数の維持及び日商増加による営業利益向上といった重要な仮定が使用されており、これらの仮定の見直しが必要となった場合、翌期において、投資の減損処理等及び融資等に対する引当金を認識する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	28,486百万円
関係会社長期貸付金	20,035百万円
上記の他、投資有価証券770百万円を差入保証金の代用として差入れています。	

(2) 担保に係る債務

該当する債務はありません。

なお、担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 37,335百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

〔関係会社〕		〔一般〕	
リテールインベストメントカンパニー合同会社	416,500百万円	H CJホールディングス(株)	40,323百万円
Orchid Alliance Holdings Limited	315,759	その他	23,207
デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社	311,107	小計	63,530
伊藤忠トレジャリー(株)(注)	155,825		
伊藤忠フードインベストメント合同会社	78,555		
ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	63,972		
B S インベストメント(株)	51,699		
伊藤忠自動車投資合同会社	45,260		
シトラスインベストメント合同会社	38,450	関係会社 小計	1,805,475
その他	328,348	一般 小計	63,530
小計	1,805,475	合計	1,869,005

なお、複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。

(注) 当社は伊藤忠トレジャリー(株)による金融機関からの借入債務387,410百万円に対して保証を行っておりますが、下記の金額を控除した155,825百万円を当社の保証額として記載しております。

- 保証対象となる借入債務のうち、29,815百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的とした借入債務であり、当社は当該貸付についてOrchid Alliance Holdings Limitedの長期借入債務に対しても保証を行っているため、保証額から控除しております。
- 保証対象となる借入債務には、伊藤忠トレジャリー(株)が当社の引受輸入手形を免責的債務引受したことによる借入債務が含まれます。このうち201,770百万円は、当該債務引受に際し当社が未決済であり、伊藤忠トレジャリー(株)に対して計上している未払金の残高と対応することから、保証額から控除しております。

(2) 受取手形割引高
 輸出手形割引高 17,337百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,209,561百万円 長期金銭債権 46,452百万円
 短期金銭債務 338,665百万円 長期金銭債務 5,598百万円

上記には、貸借対照表において区分して表示している関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金を含めて記載しております。

5. 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
子会社株式	69,270	234,595	165,325
関連会社株式	127,781	380,727	252,946
合計	197,051	615,322	418,271

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額
子会社株式	1,359,799
関連会社株式	232,507

6. 取締役に対する金銭債務

金銭債務 1,966百万円

なお、上記金銭債務の他、過年度の特別賞与の支給見込額として381百万円を、株価連動型賞与の支給見込額として1,009百万円をその他固定負債に計上しております

7. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 1,369百万円 支払手形 683百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高(注)

販売	1,387,610百万円
仕入高	666,169百万円
営業取引以外の取引による取引高	534,626百万円

(注) 営業取引による取引高は、総額表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	128,019	16,568	0	144,587

(注) 株式給付型ESOP信託口が所有する当社株式530千株及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式909千株は、貸借対照表上で自己株式として処理しておりますが、自己保有株式ではないため、上記自己株式の表示には含めておりません。

<変動事由の概要>

- 自己株式の数の増加は、2023年8月4日の取締役会決議に基づく自己株式の取得4,459千株、2023年11月6日の取締役会決議に基づく自己株式の取得12,095千株、及び単元未満株式の取得14千株であります。
- 自己株式の数の減少は、単元未満株式の処分0千株であります。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金及び投資損失引当金	33,209百万円
債務保証等損失引当金	388
投資有価証券等評価損	133,600
退職給付引当金	12,058
販売用不動産評価損	717
減損損失等	3,132
その他	39,277
繰延税金資産小計	222,381
評価性引当額	△193,096
繰延税金資産合計	29,285

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△646
その他有価証券評価差額金	△40,322
その他	△14,137
繰延税金負債合計	△55,105
繰延税金資産（負債）の純額	△25,820

(注) 当社はグループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
子会社	㈱日本アクセス	直接 100.00%	食料品・酒類・ 雑貨等の販売	食品等の販売(注1)	485,926	売掛金 未払金 未払費用 その他固定負債	107,931 1,079 360 150	
子会社	伊藤忠トレジャリー(株)	直接 100.00%	貿易金融資金の 包括委任等	輸出手形に係る 包括委任契約(注2)	—	未収入金	84,539	
				引受輸入手形の 債務引受契約(注2)	—	未払金	201,770	
				利息等の支払(注2)	10,128	—	—	
			資金の預け	資金の預入れ(注3)	—	預け金	818,674	
				利息の受取(注3)	2,576	—	—	
資金の借入	資金の借入(注3)	—	短期借入金	8,028				
			利息の支払(注3)	257	—	—		
子会社	Orchid Alliance Holdings Limited	直接 100.00%	増資	増資(注6)	150,670	—	—	
				債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	315,759 402	— —	— —
子会社	リテールインベストメント カンパニー合同会社	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	416,500 522	— —	— —	
子会社	デジタルバリューチェーン パートナーズ合同会社	直接 100.00%	出資及び増資	出資及び増資(注7)	77,740	—	—	
				持分買取対価の 支払	持分買取対価の 支払(注8)	54,174	—	—
				出資の払戻し	出資の払戻し(注9)	54,674	—	—
				債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	311,107 67	— —	— —
子会社	伊藤忠フードインベストメント 合同会社	直接 90.00% 間接 10.00%	債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	78,555 98	— —	— —	
				子会社	ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)
子会社	B S インベストメント(株)	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	51,699 63	— —	— —	
関連 会社	日立建機(株)	間接 26.00%	建設機械の仕入	建設機械の仕入(注10)	122,442	その他流動資産 買掛金	142 63,185	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 同社に対する販売については、市場価格等を勘案して、每期価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- (注2) 同社とは、輸出手形割引等の荷為替金融を外貨調達的手段として活用するため、貿易金融資金の包括委任契約等を締結しております。外貨建輸出手形については、期日前割引の裁量権を付帯した資金回収業務を同社に委託しております。なお、当該裁量権に基づき、当社が期日前割引を行った金額のうち、当社が未回収の残高を未収入金として計上しております。また、引受輸入手形については、同社と免責的債務引受契約を締結し、当社が当社の引受輸入手形を銀行からの手形借入として債務引受しております。なお、当該債務引受に際し、当社が同社に対して未決済の残高を未払金として計上しており、未払金に係る利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 同社に対する資金の預入れ及び同社からの借入は、グループ金融制度に基づいており、利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 各社の銀行、伊藤忠トレジャリー(株)からの借入等につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注5) 当該債務保証対象の借入のうち、29,815百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的としており、当社はOrchid Alliance Holdings Limitedの伊藤忠トレジャリー(株)からの長期借入についても債務保証を行っております。また、当該債務保証対象の借入には、伊藤忠トレジャリー(株)が当社の引受輸入手形につき債務引受を行ったことによる銀行借入が含まれております。このうち201,770百万円は、当該債務引受に際し、当社が伊藤忠トレジャリー(株)に対して計上している未払金残高と対応いたします(注2参照)。これらの金額を控除した当社の保証額は155,825百万円です。
- (注6) 同社に対して150,670百万円の追加出資を行ったものです。
- (注7) 当社は2023年7月に同社を設立し、総額77,740百万円の出資をしております。
- (注8) 伊藤忠テクノソリューションズ(株)株式併合後の1株に満たない端数の任意売却において、切捨てられた端数を含む買取対価を支払った同社に対し、持分割合応分の資金負担となるよう当社から対価を支払ったものです。
- (注9) 同社からの資本剰余金を原資とする出資の払戻しであり、適切な資本水準を勘案して決定しております。
- (注10) 同社からの仕入については、市場価格等を勘案して、每期価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,217円58銭
1株当たり当期純利益	334円72銭

(注) 株式給付型ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 重要性のある会計方針の要約 14.収益」に記載しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は2023年5月17日の取締役会の決議に基づき、発行価額の総額が22,000百万円の2034年満期利率1.088%利付普通社債を2024年4月18日に日本で発行しました。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

○ 当期の経済環境

当期における世界経済は、一部で堅調な動きもありましたが、総じて低調に推移しました。米国では、政策金利が上げられたものの、良好な雇用環境のもとで個人消費を中心に景気が緩やかに改善しました。欧州では、金融引締めの中でも物価の高い伸びが維持され、景気の停滞が続きました。中国でも、不動産市場の低迷や輸出の低調等から回復感を欠く状況が続きました。原油価格（WTIベース／1バレルあたり）は、主要産油国の供給抑制に伴い期初の80ドル台から9月には一時93ドル台まで上昇した後、世界経済の低調から12月にかけて一時67ドル台まで下落したものの、その後は中東情勢の悪化もあり再び上昇傾向に転じ、期末は83ドル台で終わりました。

日本経済は、物価の上昇で個人消費が抑制される中、夏から秋にかけて景気が停滞する局面もありましたが、新型コロナウイルス感染症との共生を前提とした経済活動の正常化が進むことで、賃金上昇やインバウンド需要の拡大等を背景とした回復傾向をたどりました。ドル・円相場は、米国長期金利の上昇・低下に連れて、期初の133円台から11月中旬にかけて151円台まで円安が進んだ後、12月末にかけて一時141円台まで円高に転じるも、再び円安が進み、日銀が3月にマイナス金利政策を解除した中でも期末は151円台で終わりました。日経平均株価は、国内景気の回復傾向や円安に伴う企業業績の好調な推移、米国株価の上昇等を背景に期初の28,000円台から上昇し、3月下旬には一時41,000円台に乗せ、期末も40,000円台で終わりました。10年物国債利回りは、日銀による7月の長期金利目標の上限上げに伴い期初の0.4%台から11月初めに0.96%まで上昇するも、1年半ばにかけては米国の長期金利低下に連れて0.6%前後まで反落、その後は日銀が3月に長期金利操作を終了したものの、低金利政策が今後も続くとの見方が広がったことで緩やかな金利上昇にとどまり、期末は0.75%で終わりました。

○ 当社グループの当期の業績

(単位：億円)

	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	前期比	
			増減額	増減率
収益	139,456	140,299	+ 843	+ 0.6 %
売上総利益	21,299	22,324	+ 1,025	+ 4.8 %
販売費及び一般管理費	△ 14,191	△ 15,217	△ 1,026	+ 7.2 %
その他	3,961	3,851	△ 110	△ 2.8 %
(内、持分法による投資損益)	(3,207)	(3,163)	(△ 43)	(△ 1.4 %)
税引前利益	11,069	10,957	△ 112	△ 1.0 %
当社株主に帰属する当期純利益	8,005	8,018	+ 13	+ 0.2 %
(参考) 営業利益	7,019	7,029	+ 10	+ 0.1 %

当期の**収益**は、食料は食品流通関連事業での人流回復及び販売価格上昇による取引拡大に加え、食糧関連取引での取扱数量増加等により増収、住生活は国内不動産取引やEuropean Tyre Enterprise Limited（欧州タイヤ関連事業）の堅調な推移に加え、大建工業(株)の子会社化等により増収、機械は自動車関連事業での販売好調に加え、北米電力関連事業での運転・保守サービス取引増加及び再生可能エネルギー開発資産売却等により増収となり、一方、エネルギー・化学品はエネルギートレーディング取引、エネルギー関連事業及び化学品関連取引での市況価格下落の影響により減収となりましたが、全体としては前期比843億円（0.6%）増収の14兆299億円となりました。

事業報告

売上総利益は、住生活は国内不動産取引やEuropean Tyre Enterprise Limitedの堅調な推移に加え、大建工業(株)の子会社化等により増益、食料はDoleでの物流コスト改善や食品流通関連事業での人流回復及び販売価格上昇による取引拡大に加え、食糧関連取引での取扱数量増加等により増益、第8は(株)ファミリーマートでの商品力・販促強化による客数及び客単価の伸長に伴う日商増加等により増益となり、一方、エネルギー・化学品は前期好調であったエネルギートレーディング取引の反動等により減益となりましたが、全体としては前期比1,025億円(4.8%)増益の2兆2,324億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前第4四半期にコネクシオ(株)を連結除外したことによる減少はあったものの、大建工業(株)及び(株)ドームの子会社化、人件費の増加及び円安による経費増加等により、前期比1,026億円(7.2%)増加の1兆5,217億円となりました。

貸倒損失は、一般債権に対する貸倒引当金の減少等により、前期比11億円減少の77億円(損失)となりました。

有価証券損益は、リチウムイオン電池事業の再評価に係る利益はあったものの、前期の北米飲料機器メンテナンス事業及びコネクシオ(株)の売却に伴う利益の反動等により、前期比323億円(48.2%)減少の348億円(利益)となりました。

固定資産に係る損益は、伊藤忠エネクス(株)での固定資産売却に伴う利益及び前期のDoleでの減損損失の反動等により、前期比441億円改善の61億円(損失)となりました。

その他の損益は、前期比19億円減少の132億円(利益)となりました。

受取利息、支払利息の合計である金利収支は、米ドル金利上昇に伴う支払利息の増加等により前期比190億円悪化の465億円(費用)となり、**受取配当金**は、LNGプロジェクトからの配当金の減少はあったものの、石油ガス上流権益からの配当金の増加等により、前期比14億円(1.8%)増加の811億円となりました。その結果、金利収支に受取配当金を加えた金融収支は、前期比176億円減少の345億円(利益)となりました。

持分法による投資損益は、住生活はパルプ市況下落及び販売低調等によるITOCHU FIBRE LIMITED(欧州パルプ事業)の取込損益悪化に加え、前期好調であった海外不動産事業の反動等により減少、その他及び修正消去(注)はCITIC Limitedでは総合金融分野は堅調に推移したものの、米ドル金利上昇に伴う支払利息の増加及び前期の証券事業の再評価に係る利益の反動等による取込損益減少により減少となり、一方、機械は北米電力関連事業の取込損益増加に加え、前第3四半期における日立建機(株)の持分法適用開始及び前期のリース関連事業でのロシア向け航空機に係る損失の反動等により増加となりましたが、全体としては前期比43億円(1.4%)減少の3,163億円(利益)となりました。

(注)「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに帰属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれています。

以上の結果、**税引前利益**は、前期比112億円(1.0%)減益の1兆957億円となりました。**法人所得税費用**は、税引前利益の減少等により、前期比184億円(7.0%)減少の2,438億円となり、税引前利益1兆957億円から法人所得税費用2,438億円を控除した**当期純利益**は、前期比72億円(0.9%)増益の8,519億円となりました。このうち、**非支配持分に帰属する当期純利益**502億円(利益)を控除した**当社株主に帰属する当期純利益**は、前期比13億円(0.2%)増益の8,018億円となりました。

(ご参考)

日本の会計慣行に基づく営業利益(売上総利益、販売費及び一般管理費、貸倒損失の合計)は、食料はDoleでの物流コスト改善や食品流通関連事業での人流回復及び販売価格上昇による取引拡大に加え、食糧関連取引での取扱数量増加等により増益、第8は(株)ファミリーマートでは外部環境変化や今後の事業基盤強化に向けたデジタル施策実行に伴う各種コストの増加はあったものの、商品力・販促強化による客数及び客単価の伸長に伴う日商増加等により増益となり、一方、エネルギー・化学品は前期好調であったエネルギートレーディング取引の反動等により減益となりましたが、全体としては前期比10億円(0.1%)増益の7,029億円となりました。

見直しに関する注意事項

本事業報告に記載されているデータや将来予測は、現在入手可能な情報に基づくもので、種々の要因により影響を受けることがありますので、実際の業績は見直しから大きく異なる可能性があります。従って、これらの将来予測に関する記述に全面的に依拠することは差し控えるようお願いいたします。また、当社は新しい情報、将来の出来事等に基づきこれらの将来予測を更新する義務を負うものではありません。

◎ 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、繊維や食料、住生活、情報・金融等の生活消費分野、機械や化学品、石油製品、鉄鋼製品等の基礎産業分野、そして金属資源、エネルギー資源等の資源分野において、トレーディング、ファイナンス、物流及びプロジェクト案件の企画・調整、資源開発投資・事業投資等の多角的な事業活動を展開しています。

◎ セグメント別業績

当社株主に帰属する当期純利益

セグメント別 決算概略



■ 繊維カンパニー

新型コロナウイルスの影響軽減等に伴う小売市況回復によるアパレル関連事業の堅調な推移により、前期の一過性利益の反動はあったものの、増益。

■ 機械カンパニー

自動車関連取引・事業での販売好調に加え、北米電力関連事業の取込損益増加及び前第3四半期における日立建機(株)の持分法適用開始等により増益。

■ 金属カンパニー

鉄鉱石事業の取込損益増加はあったものの、石炭価格の下落に加え、前期好調であった北米鋼管事業の反動による伊藤忠丸紅鉄鋼(株)の取込損益減少等により減益。

■ エネルギー・化学品カンパニー

前期好調であったエネルギートレーディング取引の反動により、リチウムイオン電池事業の再評価に係る利益等はあったものの、減益。

■ 食料カンパニー

Doleでの物流コスト改善や食品流通関連事業での人流回復及び販売価格上昇による取引拡大、食糧関連取引での取扱数量増加並びに北米畜産関連事業の取込損益改善に加え、前期の一過性損益の反動等により増益。

■ 住生活カンパニー

国内不動産取引の堅調な推移や大建工業(株)の取込比率上昇はあったものの、パルプ市況下落及び販売低調等によるITOCHU FIBRE LIMITEDの取込損益悪化に加え、前期好調であった海外不動産事業の反動等により減益。

■ 情報・金融カンパニー

伊藤忠テクノソリューションズ(株)の取引の堅調な推移やほけんの窓口グループ(株)の代理店手数料増加に加え、ファンド保有株式の評価損益改善等により、(株)オリエンコーポレーションに係る減損損失はあったものの、増益。

■ 第8カンパニー

(株)ファミリーマートでは外部環境変化や今後の事業基盤強化に向けたデジタル施策実行に伴う各種コストの増加はあったものの、商品力・販促強化による客数及び客単価の伸長に伴う日商増加に加え、関係会社業績及び店舗減損の改善並びに国内事業売却に伴う一過性利益等により増益。

■ その他及び修正消去

CITIC Limitedでは総合金融分野は堅調に推移したものの、前期の証券事業の再評価に係る利益の反動による取込損益減少及び米ドル金利上昇に伴う支払利息の増加等により減益。

(注1) 当社は、連結計算書類を国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しています。

(注2) 「その他及び修正消去」には、各事業セグメントに帰属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれています。CITIC Limited及びC.P. Pokphand Co. Ltd.に対する投資及び損益は当該セグメントに含まれています。

(注3) 第8及び第8以外のセグメント（以下、「主管セグメント」という。）で株式持合いをしていた関係会社について、2022年10月1日付で当該持合いを解消し、主管セグメントのみの保有に変更しています。これに伴い、前期についても当該持合いが解消した前提で組替えて表示しています。

事業報告

● 連結財政状態

(単位：億円)

	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	前期末比	
			増減額	増減率
総資産	131,154	144,897	+ 13,743	+ 10.5%
有利子負債	30,066	33,576	+ 3,510	+ 11.7%
ネット有利子負債	23,912	27,416	+ 3,504	+ 14.7%
株主資本	48,233	54,270	+ 6,037	+ 12.5%
株主資本比率	36.8%	37.5%	0.7pt 上昇	
NET DER (ネット有利子負債対株主資本倍率)	0.50倍	0.51倍	0.01 増加	

総資産は、持分法で会計処理されている投資の増加及び取引増加による営業債権の増加並びに大建工業(株)の子会社化による増加に加え、円安に伴う為替影響等により、前期末比1兆3,743億円(10.5%)増加の14兆4,897億円となりました。

有利子負債から現預金を控除したネット有利子負債は、堅調な営業取引収入はあったものの、伊藤忠テクノソリューションズ(株)の追加取得に加え、配当金の支払及び自己株式の取得並びに円安に伴う為替影響等により、前期末比3,504億円(14.7%)増加の2兆7,416億円となりました。有利子負債は、前期末比3,510億円(11.7%)増加の3兆3,576億円となりました。

株主資本は、伊藤忠テクノソリューションズ(株)の追加取得による資本剰余金の減少に加え、配当金の支払及び自己株式の取得はあったものの、当社株主に帰属する当期純利益の積上げ及び円安に伴う為替影響等により、前期末比6,037億円(12.5%)増加の5兆4,270億円となりました。

株主資本比率は、前期末比0.7ポイント上昇の37.5%となり、NET DER(ネット有利子負債対株主資本倍率)は、前期末比若干増加の0.51倍となりました。

● 連結キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,381	9,781
投資活動によるキャッシュ・フロー (フリー・キャッシュ・フロー)	△ 4,538	△ 2,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	(4,843)	(7,721)
	△ 5,001	△ 8,012

営業活動によるキャッシュ・フローは、第8、住生活及び食料での堅調な営業取引収入の推移に加え、機械及び金属での持分法投資からの配当金の受取等により、9,781億円のネット入金となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、住生活での大建工業(株)の子会社化による支払及び金属での持分法投資の取得に加え、第8、食料及びエネルギー・化学品での固定資産の取得等により、2,060億円のネット支払となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債及び借入金による調達があったものの、伊藤忠テクノソリューションズ(株)の追加取得やリース負債の返済に加え、配当金の支払及び自己株式の取得等により、8,012億円のネット支払となりました。

現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末比56億円減少の6,004億円となりました。

● 2023年度の定性的成果

当社グループは、中期経営計画「Brand-new Deal 2023」（2021年度から2023年度までの3ヵ年計画）において、「『マーケットイン』による事業変革」と「『SDGs』への貢献・取組強化」を基本方針としました。「Brand-new Deal 2023」最終年度である2023年度の具体的な成果は、次のとおりです。

■ 繊維カンパニー

高級バッグブランド「ゲラルディーニ（GHERARDINI）」の独占的な販売に関する権利取得（日本及び欧米）

当社は、2023年12月にイタリア・フィレンツェ生まれの高級バッグブランド「ゲラルディーニ」について、日本及び欧米における独占的な販売に関する権利を取得しました。ゲラルディーニのバッグは、その技術力の高さ、デザインの上品さ、優雅さによって世界中で愛されています。当社は、日本市場は(株)クイーポ、イタリア含む欧米市場はPelletteria Fiorentina Montecristo S.R.L.を通じて販売し、創業から130年を超える伝統あるブランドの魅力を発信します。

今後も長年にわたりブランドビジネスにおいて培ってきた経験と業界を牽引する圧倒的なノウハウを最大限に活用し、更なるブランドビジネスの拡大に取り組んでいきます。



(1885年に芸術の都イタリア・フィレンツェで創業した高級バッグブランド)

「FILA」のシューズ・アパレルに関する新会社設立

当社は、イタリアのスポーツブランド「FILA」のシューズ・アパレルの企画・製造・販売を行うIFJ(株)を設立しました。FILAは、1911年にイタリアのピエラで生まれ、ファッション感度の高いスポーツブランドとしてZ世代を中心に支持を集めています。また近年では、日本を代表するアスリートへのウェア提供も実施しています。当社は、2006年にFILAの日本市場におけるマスターライセンス権を取得し、様々なカテゴリーの商品をサプライセラー各社とともに展開しています。

今後は、IFJ(株)がシューズとアパレルが一体となったコレクションを企画・製造し、伝統あるブランドのアイデンティティを明確に発信する直営店を展開する等、FILAブランドの更なる価値向上へ取組を加速していきます。



(サプライセラーであるニッキー(株)がウェア提供するプロゴルファーの天本ハルカ選手)

事業報告

■機械カンパニー

(株)ヤナセにて電気自動車・フェラーリ等の取扱商品を拡充

当社子会社である(株)ヤナセは、全国240拠点を超える販売・サービス網を有する国内最大の輸入車販売会社であり、20万人を超える全国のお客様に対して最上質の商品・サービスを提供し、「クルマのある人生」を創っています。

2023年10月、(株)ヤナセは電気自動車の更なる拡販に向けて、当社東京本社の隣に、メルセデス・ベンツでは都内初となる電気自動車専門ショールーム「メルセデスEQ青山」をオープンしました。また、2024年3月にFerrari Japan(株)とディーラー契約を締結、東京都新宿区にフェラーリ販売店を開設し、取扱ブランドの拡充を進めています。

今後も多様化するお客様のニーズを捉え、充実したサービスを提供していきます。



(ヤナセ フィオラーノ モーターにて「フェラーリ」の販売開始)

北米における再生可能エネルギーファンドを設立



(当該ファンドにて取組予定の風力・太陽光発電所イメージ)

当社米国子会社Tyr Energy, Inc.は、2022年に設立した再生可能エネルギー開発会社Tyr Energy Development Renewables, LLCに続き、北米の再生可能エネルギー開発資産を投資対象とするファンドOverland Capital Partners, L.P.を設立しました。本ファンドを通じて20億米ドル程度の再生可能エネルギー事業を行う予定です。また、世界最大の独立系発電所運転・保守サービス会社である当社米国子会社NAES Corporationは、再生可能エネルギー分野においても約1,400か所、200万KWの太陽光発電所及び110万KWの風力発電所向けに資産管理・運転保守サービスを提供しています。

各社の有する機能とノウハウを活用し、日本国内を中心とした機関投資家向けに、成長著しい北米の再生可能エネルギー市場での優良投資機会を提供します。

■金属カンパニー

北欧での世界最大級のグリーン水素バリューチェーンに参画

当社は、デンマークにおいてグリーン水素^{*}地産地消プロジェクトを進める水素生産の世界最大手であるEverfuel A/Sに、大阪ガス(株)と共同で出資しました。グリーン水素製造プロジェクトとしては世界最大級の規模となる同社第一号案件の商業運転が2024年中に予定されています。既に実績のある自社水素ステーションも活用し、産業・モビリティ分野への水素販売を行うことで地産地消のバリューチェーンを構築し、将来的には一大水素消費地になると見込まれるドイツへのパイプラインによる輸送も計画しています。

当社は、本事業の早期収益化及び日本を含むアジアや欧米への横展開に加え、水素を原料とするアンモニアやe-fuel(合成燃料)等、今後の需要拡大が見込まれる水素派生商品の製造事業への参画により脱炭素社会の実現に貢献していきます。

※再生可能エネルギーを利用し、水の電気分解によって生産される、製造時に二酸化炭素を排出しない水素



(Everfuel A/Sがデンマーク・オランダで展開する水素ステーション)

■エネルギー・化学品カンパニー

大型蓄電池事業への本格参入

当社は、家庭用蓄電池事業等で培った知見を活かし、大型蓄電池事業に本格参入しました。太陽光や風力等の自然を相手にする再生可能エネルギーは発電タイミングや発電量が安定しないことが課題とされており、そのソリューションとして期待されるのが需給調整機能を持った大型蓄電池です。2023年6月のカネカソーラー販売(株)との取組を皮切りに、大阪ガス(株)、東京センチュリー(株)及び東急不動産(株)と計3件の蓄電所事業を立上げ、東京都とも日本初となる系統用蓄電池事業の官民連携ファンドを創設する等、市場をリードしています。また、電力網から切離された地域で、太陽光発電等の再生可能エネルギーと大型蓄電池をセットにした脱炭素電源ビジネスを進めるべく、炭鉱エリアで同ビジネスに取り組む豪州UON PTY LTDに出資しました。

今後も大型蓄電池事業の更なる拡大に注力することで、より効率的な再生可能エネルギーの普及を促進していきます。



(豪州UON PTY LTDが展開する太陽光発電と大型蓄電池を合わせた脱炭素ソリューション)

事業報告

■食料カンパニー

新ブランドメッセージ「フルーツでスマイルを。」のもとで付加価値戦略を推進

当社100%子会社である(株)ドール(ドール)は、フルーツで人々の様々な暮らしを笑顔にしていきたいという思いを込めて、日本オリジナルとなる新ブランドメッセージ「フルーツでスマイルを。」を策定しました。新ブランドメッセージのもと、「おいしさ」、「健康・美容効果」、「エシカル消費」を軸に、様々な取組を推進しています。おいしさを追求する取組として、パイナップルの選定に光センサーを導入し、糖度・酸度・熟度の3つで独自の厳しい基準をクリアした「極撰パイナップル」の販売を2023年より開始しました。また、健康・美容効果に関しては、腸の健康をテーマにバナナ喫食による腸活体験を普及・啓発する「バナ活®」を、エシカル消費に関しては、フルーツロス削減を目的に規格外バナナを使った商品開発やバナナの量り売り販売を推進しています。

今後もドールならではの付加価値創造を通じて、笑顔あふれる暮らしとサステナブルな社会の実現を目指します。



(「極撰」ブランドにパイナップルが新登場)



(規格外フルーツを活用したDoleフルーツスマイルスタンド(2023年夏にITOCHU SDGs STUDIOにて開催)と新ブランドメッセージ「フルーツでスマイルを。」)

■住生活カンパニー

道路インフラの維持補修事業の推進

当社は、2023年5月に国内有数の橋梁メーカーであるオリエンタル白石(株)と資本業務提携契約を締結し、同社の第三者割当増資を引受け、筆頭株主となりました。日本の道路インフラの老朽化が深刻な社会問題となる中、近年工事量が増えている高速道路リニューアル工事において、同社は国内トップクラスの橋梁補修受注件数を誇ります。

当社は、同社との資本業務提携を足掛かりに、社会課題である道路インフラの維持補修需要を当社グループとしてワンストップで受けられる体制の構築を図るとともに、今後は特に橋梁の維持メンテナンス需要の増加が見込まれる地方自治体との官民連携事業等の推進により、安心・安全な社会基盤の実現を目指します。

大建工業(株)の非公開化による収益力強化

当社は、2023年8月より関連会社であった大建工業(株)に対する公開買付を実施し、同年12月に非公開化を完了しました。同社は、国内外に主要11工場を有する木質内装建材メーカーで、木質ボード・床材事業では国内シェアNo.1を誇ります。

国内新築住宅市場が縮小傾向にある中、当社グループのリソースを最大限活用のうえ、大建工業(株)と一体での経営効率化等により、主力の国内戸建向け事業での業界No.1の地位を更に磐石のものとしします。また、今後の注力市場である国内非戸建事業(商業、公共施設等)での事業領域の拡大や、当社の北米建材関連事業と共同での木質ボードの海外展開等により、同社の更なる収益力強化と持続的な企業価値向上を図ります。



(大建工業(株)製品の導入事例 地域産材の不燃天井を使用した千葉県山武合同庁舎)

■情報・金融カンパニー

リテール保険事業の取組拡大

当社子会社で、来店型保険ショップ事業を展開するほけんの窓口グループ(株)(ほけんの窓口)は、全国約700の店舗網と、独自の社員教育システムに支えられたコンサルティングサービスを強みとする業界最大手です。同社は、保険会社による直接販売が主流であった生命保険流通市場の中で、『お客さまにとって「最優の会社」』を経営理念に掲げ、多数の保険の中から特定の保険会社・保険商品に偏ることなく、お客様と一緒に最適な商品を選ぶことに最も注力しており、高評価をいただいています。加えて、老後資金に対する不安や資産形成に関するご相談へ対応すべく、2024年1月より、NISAやiDeCoの取扱を始め、オンラインで専門的な相談ができるサービスを開始しました。

今後もほけんの窓口の経営理念に沿ったサービスを拡大し、更なる事業成長を目指します。



(40社以上、300商品以上からお客様に合った保険選びをお手伝い)

事業報告

伊藤忠テクノソリューションズ(株)の非公開化による成長加速

当社は、2023年8月より伊藤忠テクノソリューションズ(株)(CTC社)に対する公開買付を実施し、同年12月に非公開化を完了しました。IT市場は拡大する企業のデジタル化ニーズに応えるべく環境・構造変化が急速に進んでおり、非公開化によりCTC社と一体となることで、当社のネットワークや投資ノウハウ等の経営資源を最大限活用した資本業務提携やM&Aを通じた成長戦略を機動的に実行できる体制としました。現在、顧客企業のIT・デジタル活用支援に必要となるコンサルティングや、データ分析・活用の機能を強みとする企業群との資本業務提携を進めています。資本業務提携先のコンサルティング事業者の持つ顧客課題整理力を活用することで、課題の解きほぐしが重要となるシステム開発の上流工程を含む案件の獲得数が拡大する等、既にCTC社の利益成長の加速を示す結果が表れてきています。

今後は、以上に加えシステム開発リソースの拡充等の施策を更に強化することで、CTC社の企業価値最大化を目指します。

■第8カンパニー

広告配信事業におけるドン・キホーテとの提携

当社は、2023年4月にドン・キホーテ等を展開する(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス(PPIH社)とリテールメディア事業での協業を開始しました。(株)ファミリーマート及びデジタル広告配信事業を展開する(株)データ・ワンが有する約2,900万人の会員データとPPIH社の会員データを連携し、国内最大級となる3,000万人超まで広告配信ユーザー数を拡充しました。加えて、PPIH社が持つ10万アイテムもの幅広い商品カテゴリーで購買行動を分析、お客様の興味・関心に対する理解度を高めることで、より一層個人のニーズに沿った広告・クーポンの配信を行うとともに、広告主にとっても更に効果的な広告配信を実現するものです。

今後もPPIH社との提携を核として小売事業者等と更なる提携を推進し、広告配信ユーザー数という「量」と、顧客理解を深めるための購買データの「幅」を拡充し、リテールメディア業界のトップランナーとして展開を拡大していきます。

ファミリーマート店舗へのデジタルサイネージの設置拡大

(株)ファミリーマート及びメディア事業を展開する(株)ゲート・ワンは、2024年3月までに全国47都道府県のファミリーマート約1万店舗に、広告だけでなく、ニュースやクイズ、ミュージックビデオ、お笑い等の様々なコンテンツを配信するデジタルサイネージ(FamilyMartVision)の設置を完了しました。1週間で約6,400万人が閲覧する国内最大規模のリテールメディアであり、独自コンテンツを目的とした来店につながる等、ファミリーマート店舗が情報発信の拠点となっています。

現在配信している「都道府県別」のコンテンツに加え、今後は、オフィス街や学校周辺等の店舗に絞った「立地別」、特定の属性のお客様が来店される比率の高い店舗に絞った「ターゲット別」のコンテンツ・広告配信等、広告主の様々なニーズにも対応していきます。また、設置可能なファミリーマート全店へのサイネージ設置を目指しており、来店されるお客様へ今までにない店舗体験を提供していきます。



(全国ファミリーマート約1万店舗にデジタルサイネージを設置完了)

(2) 対処すべき課題

○ 来期の見通し

来期の世界経済を展望しますと、米国や欧州ではこれまでの金融引締め効果が当面の景気を下押しするものの、物価の騰勢が落ち着けば利下げに転じると見込まれ、その後の景気は次第に持ち直していく見通しです。中国では、欧米景気の持ち直しに伴う輸出の復調が期待されるものの、不動産市場の低迷が内需を抑制し、力強さを欠いた経済状況が続くと予想されます。日本経済は、賃金上昇ペースの加速やインフレ率の低下により個人消費の回復力が強まる他、好調な企業業績等を背景とした設備投資の拡大、輸出の復調も期待できるもとの、景気の回復傾向が続く見込みです。ドル・円相場は、日本の長期金利の緩やかな上昇が続くもとの、一段の円安余地は限られる見通しです。原油価格（WTIベース／1バレルあたり）は、主要産油国の供給抑制が続く中で、期初の83ドル近辺で底堅く推移すると予想されます。

なお、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の一段の緊迫化、米国や欧州での利下げ転換の遅れ等から、世界経済が下振れする可能性については注視する必要があります。

○ 経営方針「The Brand-new Deal ～利は川下にあり～」

昨今の激変する世界情勢に鑑み、為替や資源価格等をはじめとした経営環境に大きく左右されうる3ヵ年の計画を前例に従い策定するのではなく、ステークホルダーの皆様へ、より有用な情報をお伝えするため、不確実なこの時代において、当社が長期にわたって羅針盤とすべき「経営方針」を定め、かつ目の前の1年間しっかりと自信を持って約束できる利益計画・財務関連指標や株主還元を、併せて公表しました。これまで当社の成長を支えてきた基本的な考え方や経営手法を踏襲する意味を込め、タイトルを「The Brand-new Deal」としています。全社員が「利は川下にあり」の考えに基づいてマーケティング力を磨き、世の中のニーズの変化を先取りするとともに、祖業である川下分野から川上・川中まで幅広い分野で培った資産・ノウハウを活用し、成長投資を加速させることで事業領域を拡大してまいります。投資を通じた着実な収益成長に加え、企業ブランド価値の向上、株主還元拡大の3本柱で、企業価値の持続的な向上を目指します。

<投資なくして成長なし>

「業績の向上」に向け、安定した事業基盤を活用した川下起点の投資を加速、事業領域の拡大及び事業基盤の強化・拡充により更なる成長を目指します。以下を実現することで、より消費者に近い川下ビジネスを開拓・進化させていきます。

- ・ディビジョンカンパニー間の横連携によるシナジー極大化
- ・事業の掛け合わせによるビジネス変革・創出

<企業ブランド価値の向上>

積重ねてきた先進的な取組により、外部からの高い評価を通じて「企業ブランド」を築き上げ、財務面の成長との相乗効果を生み、企業価値を向上。「マーケットインの発想」のもと、市場・社会・生活者の声に耳を傾け地道な定性面の磨きを継続し、以下の主要施策を通じて、ブランド価値の更なる向上を目指します。

- ・人的資本の強化
- ・ステークホルダーとの対話強化
- ・SDGsへの貢献・取組強化

経営方針 - The Brand-new Deal



～利は川下にあり～

営業から管理部門に至る全社員が常にマーケティング力を磨き
創業以来160年超にわたって築き上げてきた川上・川中における資産・ノウハウを駆使し
より消費者に近い川下ビジネスを開拓・進化させ
企業価値の持続的な向上を目指す

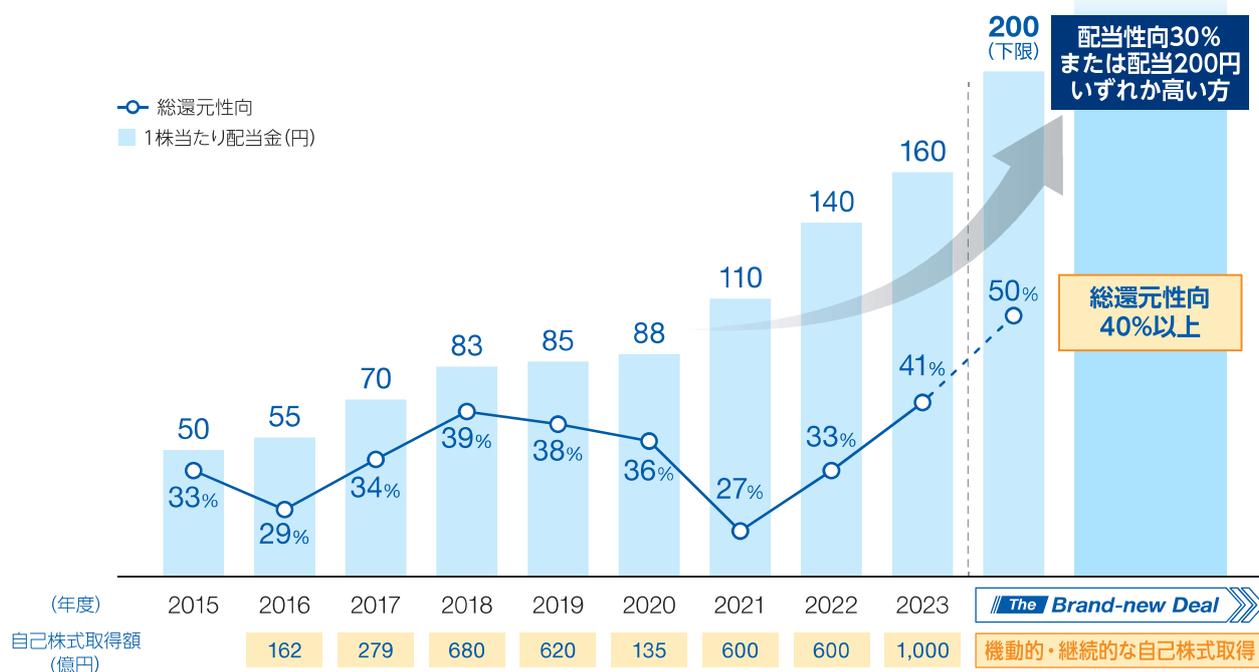
業績の向上	投資なくして成長なし
企業ブランド価値の向上	定性面の磨き
株主還元	総還元性向40%以上 配当性向30%、または、1株当たり配当200円のいずれか高い方

事業報告

● 株主還元方針

2024年度の1株当たり配当金は、当社史上最高を更新する200円または配当性向30%のいずれか高い方とします。

自己株式取得についても、市場環境・キャッシュフローの状況を踏まえ、総還元性向50%（約1,500億円の自己株式取得）を目標に、機動的・継続的に実行してまいります。

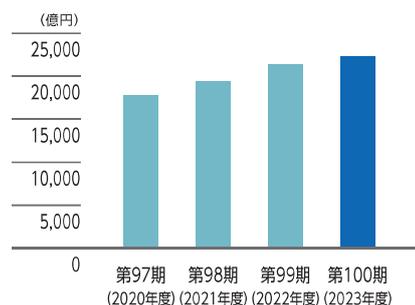


株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

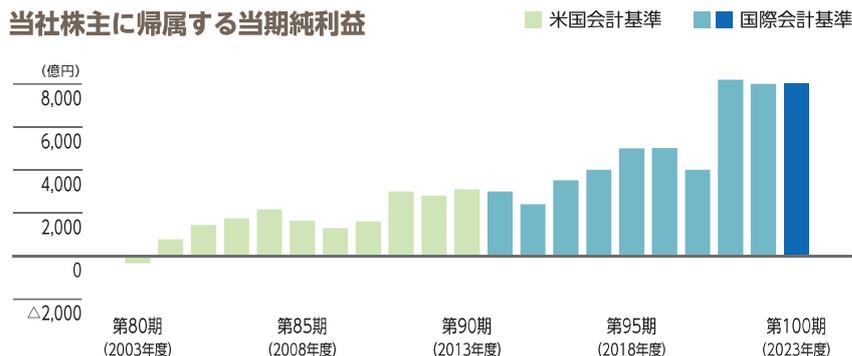
(3) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

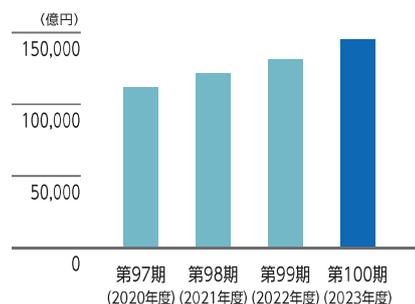
売上総利益



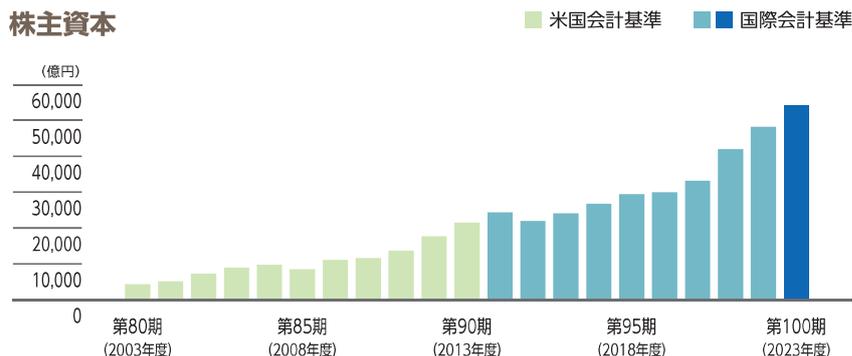
当社株主に帰属する当期純利益



総資産



株主資本



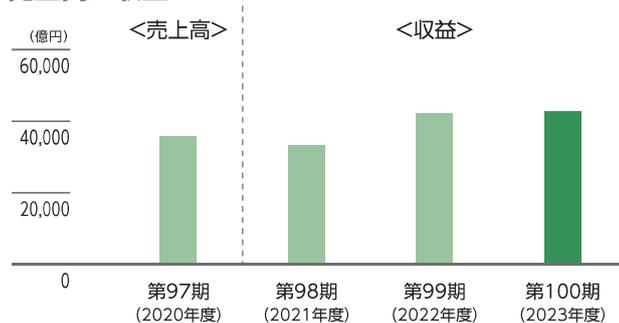
	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)
収益 (百万円)	10,362,628	12,293,348	13,945,633	14,029,910
売上総利益 (百万円)	1,780,747	1,937,165	2,129,903	2,232,360
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	401,433	820,269	800,519	801,770
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	269.83	552.86	546.10	553.00
総資産 (百万円)	11,178,432	12,153,658	13,115,400	14,489,701
株主資本 (百万円)	3,316,281	4,199,325	4,823,259	5,426,962

(百万円未満四捨五入)

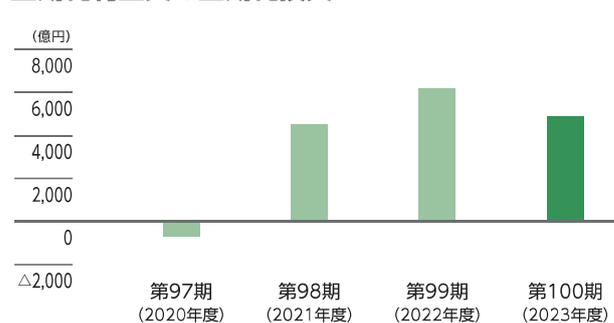
事業報告

② 当社（単体）の財産及び損益の状況の推移

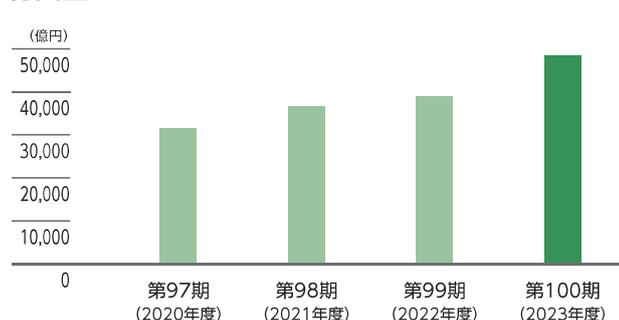
売上高／収益



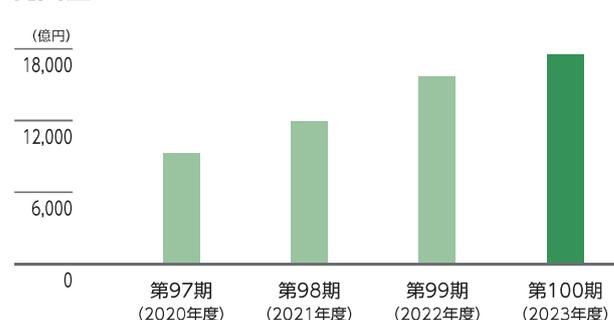
当期純利益又は当期純損失



総資産



純資産



	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)
収益 (百万円)	—	3,317,288	4,207,125	4,264,867
売上高 (百万円)	3,575,369	—	—	—
経常利益 (百万円)	305,892	404,537	655,163	536,080
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△ 71,341	450,423	619,917	485,304
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△ 47.92	303.44	422.77	334.72
総資産 (百万円)	3,158,247	3,659,443	3,875,521	4,852,964
純資産 (百万円)	928,762	1,186,810	1,569,494	1,751,924

(注) 2021年度より、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等を適用したことを契機に、損益計算書の表示科目を「売上高」から「収益」に変更いたしました。「売上高」は、すべての取引の対価を総額で表示していましたが、「収益」は、代理人として行う取引においては対価の純額または手数料相当を表示しています。

(百万円未満四捨五入)

(4) 重要な企業結合の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
国内	Dole International Holdings(株)	33,976百万円	100.00%	Doleアジア青果事業及びグローバル加工食品事業の事業管理
	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	21,764百万円	99.95%	システム開発、インフラ構築、ITマネジメント等のITソリューション事業
	伊藤忠エネクス(株)	19,878百万円	54.02%	石油製品・LPガスの販売及び電力熱供給事業
	(株)ファミリーマート	16,659百万円	94.67%	フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業
	大建工業(株)	15,300百万円	100.00%	住宅関連資材の製造・販売
	タキロンシーアイ(株)	15,217百万円	55.71%	合成樹脂製品等の製造・加工・販売
	ポケットカード(株)	14,374百万円	80.00%	クレジットカード事業
	伊藤忠都市開発(株)	10,225百万円	100.00%	不動産の開発・分譲・賃貸
	プリマハム(株)	7,909百万円	50.15%	食肉及び食肉加工品製造・販売
	(株)ヤナセ	6,976百万円	82.81%	自動車、同部品の販売及び修理
	伊藤忠ロジスティクス(株)	5,084百万円	100.00%	総合物流業
	伊藤忠食品(株)	4,923百万円	52.33%	酒類、食料品等の卸売・販売
	(株)日本アクセス	2,620百万円	100.00%	食品等の卸売・販売
	シトラスインベストメント合同会社	0百万円	100.00%	日立建機(株)保有会社への投資
海外	伊藤忠インターナショナル会社	757,860千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠(中国)集团有限公司	300,000千米ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠香港会社	1,248,621千香港ドル	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	伊藤忠欧州会社	70,449千英ポンド	100.00%	商品の販売・仕入及び投資
	Orchid Alliance Holdings Limited	2,500,055千米ドル	100.00%	CITIC Limited保有会社への投融資
	European Tyre Enterprise Limited	451,230千英ポンド	100.00%	欧州でのタイヤ卸・小売、廃タイヤ回収業
	ITOCHU FIBRE LIMITED	168,822千ユーロ	100.00%	製紙用パルプ、チップ、紙製品の販売・Metsä Fibre Oyへの投資
ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd	276,965千豪州ドル	100.00%	鉄鉱石、石炭、非鉄金属等の資源開発事業投資・販売	
関連会社	(株)オリエントコーポレーション	150,075百万円	16.58%	信販業
	東京センチュリー(株)	81,129百万円	30.00%	国内リース事業、オートモビリティ事業、スペシャルティ事業、国際事業、環境インフラ事業
	C.P. Pokphand Co. Ltd.	253,329千米ドル	25.00%	配合飼料事業、畜産・水産関連事業、食品の製造・販売業
	伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	30,000百万円	50.00%	鉄鋼製品等の輸出入・販売
	不二製油グループ本社(株)	13,209百万円	43.94%	不二製油グループの戦略立案及び各事業会社の統括管理
(株)デサント	3,846百万円	44.49%	スポーツウェア及び関連商品の製造・販売	

(百万円未満四捨五入)

(注1) 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しています。

(注2) 当期より重要な子会社として大建工業(株)を加えています。

(注3) シトラスインベストメント合同会社の資本金と資本剰余金の合計額は50,400百万円となります。

(注4) (株)オリエントコーポレーションの議決権比率は20%未満ですが、当社は同社の取締役会において、代表取締役を含む取締役の派遣を通して営業及び財務方針決定に参加し、重要な影響力を有しているため同社を関連会社としています。

事業報告

② 連結子会社及び持分法適用会社数の推移

区分	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)
連結子会社	199社	192社	188社	190社
持分法適用会社	80社	82社	83社	73社
連結対象会社合計	279社	274社	271社	263社

(注) 上記会社数は、当社が直接投資している会社及び海外現地法人が直接投資している会社を表示しています（親会社の一部と考えられる投資会社を除く）。

(5) 主要な営業拠点

① 国内

当社本社	大阪本社：大阪市北区梅田3丁目1番3号 東京本社：東京都港区北青山2丁目5番1号
当社支社	中部支社（名古屋）、九州支社（福岡）、中四国支社（広島）、北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）

② 海外

当社支店	ヨハネスブルグ、マニラ、クアラルンプール
当社事務所	リマ、イスタンブール、ナイロビ、リヤド、ジャカルタ等31店
海外現地法人	伊藤忠インターナショナル会社（米国）、伊藤忠ブラジル会社、伊藤忠欧州会社（英国）、伊藤忠中近東会社（アラブ首長国連邦）、伊藤忠（中国）集团有限公司、伊藤忠香港会社、伊藤忠シンガポール会社、伊藤忠タイ会社等、海外現地法人の本・支店等を含め52店

(6) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料	住生活	情報・金融	第8	その他	合計
6,232名 [2,122名]	13,568名 [1,344名]	515名 [77名]	11,845名 [3,762名]	32,687名 [19,642名]	22,013名 [4,536名]	16,966名 [7,627名]	7,265名 [5,993名]	2,626名 [131名]	113,717名 [45,234名]

(注1) 従業員数は、就業人員数であり、[]は、臨時従業員の年間の平均人数を外数で記載しています。

(注2) 住生活カンパニーにおいて大建工業(株)を子会社化したこと等により、従業員数が前期末比3,019人増加しています。

② 当社（単体）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,098名	14名減	42.3歳	18年2ヵ月

(注) 従業員数には、国内803名、海外304名の他社への出向者及び海外現地法人での勤務者299名が含まれています。



(7) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 資金調達の状況

当社グループは、当社、国内外グループ金融統括会社及び海外現地法人等で資金調達を行っており、当期において金融機関からの借入及び短期社債（電子CP）の発行等に加え、次のとおり170億円の円建無担保普通社債の発行を行いました。

銘 柄	発行総額	発行年月日	発行会社
円建2029(令和11)年満期 0.439%利付普通社債	170億円	2024年1月26日	当社

(9) 主要な借入先

当社グループは、当社、国内外グループ金融統括会社及び海外現地法人等で借入を行っており、当期末における当社の主要な借入先は次のとおりです。

借 入 先	借 入 額
	百万円
(株) み ず ほ 銀 行	294,179
(株) 三 井 住 友 銀 行	275,691
(株) 三 菱 U F J 銀 行	159,519
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	123,904
農 林 中 央 金 庫	95,000
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	90,000
信 金 中 央 金 庫	51,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	45,500
(株) 八 十 二 銀 行	33,153
(株) 京 都 銀 行	33,000

(百万円未満四捨五入)

(10) 当社グループの現況に関するその他重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

事業報告

2. 会社の株式に関する事項

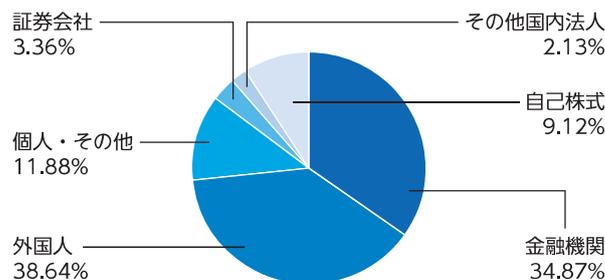
(1) 発行可能株式総数 …………… 3,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数 …………… 1,584,889,504株

(3) 株主数 …………… 261,558名

(4) 大株主（上位10名）

(ご参考) 所有者別の持株比率



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	231,683	16.09
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (株) 日本カストディ銀行 (信託口)	130,162	9.04
CP WORLDWIDE INVESTMENT COMPANY LIMITED	76,380	5.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	56,330	3.91
(株) み ず ほ 銀 行	34,056	2.36
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	31,200	2.17
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	27,463	1.91
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	25,219	1.75
JP MORGAN CHASE BANK 385781	23,400	1.62
	18,705	1.30

(注1) 当社は、自己株式を144,587千株保有していますが、上述の大株主からは除外しています。

(千株未満切捨)

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のとおり自己株式を取得しました。

(千株未満切捨)

取締役会決議日	2023年8月4日	2023年11月6日
取得期間	2023年8月7日～2023年9月22日	2023年11月7日～2024年2月29日
取得した自己株式数	4,459千株	12,095千株

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に、当社役員に対し交付した株式報酬はありません。



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職先の状況
取締役会長	* 岡 藤 正 広	CEO	日清食品ホールディングス(株) 社外取締役
取締役社長	* 石 井 敬 太	COO	
取締役	* 小 林 文 彦	CAO	
取締役	* 鉢 村 剛	CFO	
取締役	* 都 梅 博 之	機械カンパニー プレジデント	
取締役	* 中 宏 之	CSO (兼) グループCEOオフィス長	
取締役	川 名 正 敏		メドピア(株) 社外取締役
取締役	中 森 真 紀 子		中森公認会計士事務所 代表 (株)LIFULL 社外監査役
取締役	石 塚 邦 雄		ウエルシアホールディングス(株) 社外取締役
取締役	伊 藤 明 子		キヤノン(株) 社外取締役
常勤監査役	京 田 誠		
常勤監査役	的 場 佳 子		
監査役	瓜 生 健 太 郎		弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士・マネージングパートナー U&Iアドバイザーサービス(株) 代表取締役 (株)ロッテホールディングス 取締役
監査役	藤 田 勉		RIZAPグループ(株) 社外取締役 (株)ドリームインキュベータ 社外取締役 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 代表取締役
監査役	小 林 久 美		小林公認会計士事務所 代表 Tokyo Athletes Office(株) 代表取締役 オイシックス・ラ・大地(株) 社外監査役 (株)コーサー 社外取締役

(注1) *印の各氏は、代表取締役です。

(注2) 伊藤明子の戸籍上の氏名は、野田明子です。

(注3) 小林久美の戸籍上の氏名は、野尻久美です。

(注4) 重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(注5) 取締役川名正敏、中森真紀子、石塚邦雄及び伊藤明子の各氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ています。

(注6) 監査役瓜生健太郎、藤田勉及び小林久美の各氏は、社外監査役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届出ています。

(注7) 監査役京田誠氏は、当社において財務・経理・リスク管理関連業務に長年従事し、食料カンパニーCFOとしての経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注8) 監査役小林久美氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、公認会計士としての金融・会計の経歴から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注9) 2023年6月23日付で、村木厚子氏が取締役を任期満了により退任しています。

(注10) 2023年6月23日付で、間島進吾及び菊池真澄の両氏が監査役を辞任しています。

(注11) 2023年12月22日付で、取締役中森真紀子氏は、M&Aキャピタルパートナーズ(株)の社外監査役を辞任しています。

(注12) 2024年3月28日付で、取締役伊藤明子氏は、キヤノン(株)の社外取締役に就任しています。

(注13) 2024年3月28日付で、監査役小林久美氏は、(株)コーサーの社外監査役を退任し、同日付で社外取締役に就任しています。

事業報告

ご参考 執行役員の選任の方針と手続について

執行役員の選任の方針と手続

執行役員は、原則、当社の職務等級制度における経営者候補層の中から高評価を得、誠実な人格で高い識見と能力を有している者、または既に執行役員として選任されている者の中から、その職責を全うするために必要な知見と経験を有する者を毎年選任します。加えて、多様な意見を当社の経営に反映させるため、女性の登用を積極的に進めることとし、特に今後の成長が期待できる優秀な女性を年齢にかかわらず執行役員として選任します。役付執行役員及びカンパニープレジデント・総本社職能各部統括オフィサー等の重要な役職を担う執行役員については、執行役員経験者を中心とした幅広い人材プールの中から、その重責を担うにふさわしいと判断される者を選任します。

選任の手続としては、新任の者については役員の推薦に基づき、また、再任の者については執行役員としての業績評価を、役付執行役員及びカンパニープレジデント・総本社職能各部統括オフィサー等の重要な役職を担う執行役員についてはそれまでの経験や評価を踏まえて、会長が候補者を選定し、ガバナンス・指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決定します。なお、執行役員が当社の執行役員規程に違反したとき、その他執行役員としてふさわしくないと認められる場合には、会長（またはガバナンス・指名・報酬委員会委員長）が立案し、ガバナンス・指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会での決議により適時に解任するものとします。

(2) 執行役員の状況 (2024年4月1日現在)

氏名	会社における地位	担当
岡藤正広	会長執行役員	CEO
石井敬太	社長執行役員	COO
小林文彦	副社長執行役員	CAO
鉢村剛	副社長執行役員	CFO
都梅博之	副社長執行役員	機械カンパニープレジデント
野田俊介	専務執行役員	情報・金融カンパニープレジデント
茅野みつる	常務執行役員	広報部長
田中正哉	執行役員	エネルギー・化学品カンパニープレジデント
瀬戸憲治	執行役員	CSO
中宏之	執行役員	CXO (兼) グループCEOオフィス長
加藤修一	執行役員	欧州・CIS総支配人 (兼) 伊藤忠欧州会社社長
真木正寿	執行役員	住生活カンパニープレジデント
小谷建夫	執行役員	第8カンパニープレジデント
武内秀人	執行役員	繊維カンパニープレジデント (兼) 大阪本社管掌
宮本秀一	執行役員	食料カンパニープレジデント
猪股淳	執行役員	金属カンパニープレジデント
山内務	執行役員	生活資材・物流部門長
福垣学	執行役員	ブランドマーケティング部門長



氏名	会社における地位	担当
垣見俊之	執行役員	人事・総務部長
石橋忠	執行役員	東アジア総代表
牛島浩	執行役員	自動車・建機・産機部門長
角野然生	執行役員	機械カンパニー プレジデント補佐 (特命事項担当) (兼) グリーントランスフォーメーション (GX) 担当役員
海老根桂子	執行役員	伊藤忠フィナンシャルマネジメント(株) 代表取締役社長
岩澤香織	執行役員	住生活M&R室長
中村洋幸	執行役員	食品流通部門長
安部泰宏	執行役員	電力・環境ソリューション部門長
山田哲也	執行役員	エネルギー部門長
山本顕治	執行役員	第8カンパニー GM
中元寛	執行役員	第8カンパニー GM
三村剛	執行役員	ファッションアパレル部門長
井上大輔	執行役員	金属資源部門長 (兼) 非鉄・リサイクル部長
井上健司	執行役員	業務部長
山浦周一郎	執行役員	経理部長
曾我部雅博	執行役員	法務部長
奥寺俊夫	執行役員	機械経営企画部長
多田博子	執行役員	伊藤忠インターナショナル会社 ワシントン事務所長
太田頼子	執行役員	人事・総務部総務室長
寺内香織	執行役員	法務部安全保障貿易管理室長

(注) 茅野みつるの戸籍上の氏名は、池みつるです。

事業報告

ご参考

上席執行理事の新設

当社は、執行役員（注1）の在任限度を2年間とし、退任後の職位として新たに「上席執行理事」を新設しました。上席執行理事は、執行役員退任後も、退任前の職務を継続若しくは社内のその他の職務に就任し、執行役員（重要役職者を除く。）の上位に位置付けられます。また、上席執行理事若しくは当社グループへ移籍済の当社元執行役員の中から、重要役職者への登用を行うものとします。

なお、2024年4月1日をもって上席執行理事に就任した者は、次のとおりです。

氏名	会社における地位	担当
西口知邦	上席執行理事	秘書部長
田畑信幸	上席執行理事	化学品部門長
吉川直彦	上席執行理事	伊藤忠インターナショナル会社社長（CEO）
山本広太郎	上席執行理事	ITOCHU Building Products Holdings Inc. (Director, President & CEO)
阿部邦明	上席執行理事	生鮮食品部門長

(注1) 役付執行役員・カンパニープレジデント・総本社職能各部統括オフィサー等の重要役職者及び女性執行役員特例措置制度に基づく執行役員を除きます。

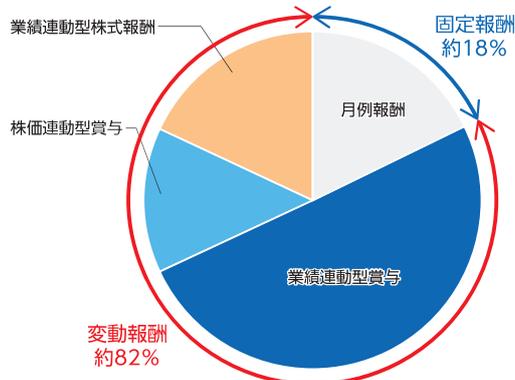
(注2) 各上席執行理事の担当は、2024年4月1日現在のものです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等

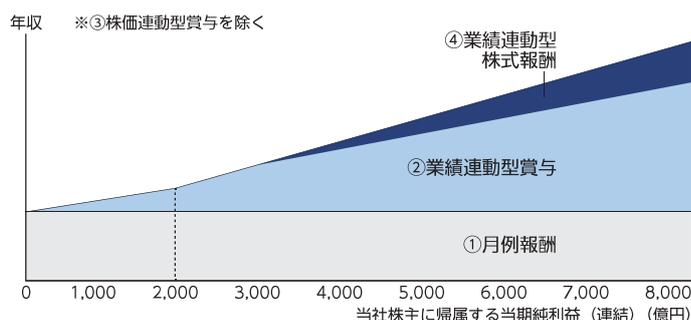
① 取締役報酬制度の全体像（総論）及び決定方針

当社の取締役報酬制度は、「業績拡大と株価上昇のインセンティブ」の目的で設計されています。以下、「取締役（社外取締役を除く。）報酬構成比率イメージ（2023年度）」のとおり、報酬総額のうち変動報酬の占める割合が約82%（2023年度）となっており、他社との比較においても非常に高い水準となっています。業績が上がれば報酬が増額する一方、業績が悪化した場合には各取締役の報酬は大幅に減少し、経営責任を明確に負担する仕組みとなっていること、また、過去より算定式を含めて本報酬制度を対外的に開示しており、その透明性が高いことが特徴です。具体的には、①月例報酬、②業績連動型賞与、③株価連動型賞与及び④業績連動型株式報酬により構成されており、業績連動型賞与は短期業績を、株価連動型賞与及び業績連動型株式報酬は中長期的な企業価値の増大を意識するための報酬と位置付けています。

取締役（社外取締役を除く。）報酬構成比率イメージ（2023年度）



取締役（社外取締役を除く。）報酬イメージ（2023年度）



※「当社株主に帰属する当期純利益（連結）」（以下、本項において「当期純利益（連結）」という。）が赤字となった場合には、業績連動型賞与、業績連動型株式報酬のいずれも支給されません。

- ・当社では、以上の取締役報酬の決定方針に則り、毎年度の各取締役への個別支給額の算定式・算定方法等を含む報酬制度について、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内において、取締役会の任意諮問委員会であり、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会（2023年6月23日以前においては、ガバナンス・報酬委員会。以下同じ。）での審議を経て、取締役会にて決議しています。
- ・このうち、「取締役（社外取締役を除く。）報酬構成比率イメージ（2023年度）」にもあるとおり、報酬総額の約18%である月例報酬については、各取締役の役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度（気候変動及びSDGs／ESG対応を含む）等に応じて評価・決定されています。（決定方法・評価プロセスについては、ガバナンス・指名・報酬委員会にて審議された方法にて実行されており、最終評価を各取締役の個別貢献度に最も精通している岡藤正広代表取締役会長CEOが行っています。）
- ・また、業績連動型賞与及び業績連動型株式報酬については、当期純利益（連結）を連動指標として、株価連動型賞与については、当社株価を連動指標として、それぞれ取締役会にて決議した算定フォーミュラに基づき算出されることとしています。
- ・以上のとおりガバナンス・指名・報酬委員会での審議及び取締役会決議に則った算定プロセス・手続を経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその報酬内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しています。

事業報告

② 決議の内容

・当社取締役の報酬の限度額等は、次のとおり決議されています。

	報酬の種類	内容	固定/変動	報酬限度額	株主総会決議	当該決議に係る取締役の員数
取締役	①月例報酬	役位ごとの基準額をベースに気候変動及びSDGs/ESG対応を含む会社への貢献度等に応じて決定	固定	月例報酬総額として年額10億円 (うち、社外取締役分は年額1億円)	2022年6月24日	10名 (うち、社外取締役は4名)
	②業績連動型賞与	当期純利益(連結)に基づき総支給額が決定し、取締役の役位ポイント等に応じて個別支給額が決定	変動 (単年度)	賞与総額として年額30億円 ※社外取締役は不支給		6名 (社外取締役を除く)
	③株価連動型賞与	連続する2事業年度における当社株価の上昇額に、当社株価成長率と東証株価指数(TOPIX)の成長率との相対評価を加味して算定	変動 (中長期)		以下は2事業年度分かつ取締役及び執行役員を対象とした限度額 ・当社から信託への拠出上限額:15億円 ・対象者に付与するポイントの総数:130万ポイント (1ポイント=1株として換算) ※社外取締役は不支給	
	④業績連動型株式報酬	当期純利益(連結)に基づき総支給額が決定し、業績連動型賞与の個別支給額の算出にあたり使用する取締役の役位ポイント等に応じて個別支給額が決定				

- ・当社監査役の報酬の限度額は、2022年6月24日開催の第98回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
- ・2024年6月21日開催予定の第100回定時株主総会において、第4号議案(取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度導入の件)が原案通り可決された場合には、④業績連動型株式報酬は、2024年度分報酬より、次のとおりとなります(2023年度分までの業績連動型株式報酬は既存制度(以下、「既存株式報酬」という。)が適用され、その限りにおいて同制度は存続します。)(以下、新制度を「新株式報酬」という。)

	報酬の種類	内容	固定/変動	報酬限度額	株主総会決議(予定)	当該決議に係る取締役の員数
取締役	④業績連動型株式報酬	当期純利益(連結)に基づき、取締役の役位に応じて、報酬として支給される株式数が決定	変動 (中長期)	以下は2事業年度分かつ取締役、執行役員及び上席執行理事を対象とした限度額 ・当社から信託への拠出上限額:50億円 ・対象者に付与するポイントの総数:60万ポイント (1ポイント=1株として換算) ※社外取締役は不支給	2024年6月21日	7名 (社外取締役を除く)

- ・2024年6月21日開催予定の第100回定時株主総会において、第4号議案(取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度導入の件)が原案通り可決された場合には、新株式報酬における当社から信託への拠出上限額50億円は、既存株式報酬についても直近の2事業年度(2023年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度)に遡って適用されます。



③ 取締役全報酬に占める業績連動報酬の割合

当社の取締役報酬制度においては、業績連動報酬（業績連動型賞与・株価連動型賞与・業績連動型株式報酬）の割合を一定の水準には固定せず、当社の業績や株価が拡大・上昇するにつれて取締役の総報酬に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計としています。この設計・仕組は、「業績拡大と株価上昇のインセンティブ」を目的としている取締役報酬の決定方針と総合的に判断しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	員数	報酬等の総額	内 訳				
			月例報酬	業績連動報酬			
				業績連動型賞与	株価連動型賞与	業績連動型株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役							
取締役 (社内)	6名	3,579	633	1,966	512	469	
社外取締役	5名	81	81	—	—	—	
合 計	11名	3,661	714	1,966	512	469	
監査役							
監査役 (社内)	2名	100	100	—	—	—	
社外監査役	5名	61	61	—	—	—	
合 計	7名	160	160	—	—	—	

(百万円未満四捨五入)

- ・2023年度の取締役報酬は、月例報酬、並びに業績連動報酬である業績連動型賞与、株価連動型賞与及び業績連動型株式報酬（非金銭報酬）により構成されています。これらの報酬・賞与については、ガバナンス・報酬委員会（当時）での審議を経て、取締役会において全会一致にて承認されています。
- ・月例報酬については、役位ごとの基準額をベースに、気候変動及びSDGs/ESG対応を含む会社への貢献度等に応じて決定することとしています。

⑤ 業績連動報酬及び非金銭報酬に関する事項

- ・業績連動型賞与及び非金銭報酬である業績連動型株式報酬の連動指標は、当期純利益（連結）としています。当期純利益（連結）は、成長に向けた投資や株主還元の原因となる分かりやすい指標であるため株式市場の関心が高く、今後も指標としての重要性は揺るがないと考えており、また、従業員の賞与も当期純利益（連結）に連動させています。なお、当事業年度を含む当期純利益（連結）の推移は、「1. (3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- ・業績連動型賞与の各取締役への支給額の算定にあたっては、以上のとおり、当期純利益（連結）に基づき総支給額を決定し、取締役の役位ごとのポイント等に応じて個別支給額を決定し、毎年の定時株主総会后に支給しています。
- ・株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上をより一層意識することを目的として、当社株価を連動指標とする株価連動型賞与を導入しています。本賞与は、連続する2事業年度における日々の当社株価の平均値の上昇額を連動指標とし、公平性を担保するため、連続する2事業年度の日々の当社株価の平均値の成長率と東証株価指数（TOPIX）の平均値の成長率との相対評価を加味して算定する仕組とし、在任期間中の賞与額総額を取締役の退任後に支給しています。なお、2023年度の当社株価平均値は、2021-2022年度の当社株価平均値との比較において約1,950円上昇しています。
- ・非金銭報酬である業績連動型株式報酬においては、2016年6月24日開催の第92回定時株主総会における決議に基づき、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組を採用しています。当社は、各取締役に対し、その在任中（国内非居住の期間を除く。）に、毎年の当期純利益（連結）に応じたポイント（1ポイント＝1株）を付与し、取締役の退任後に、BIP信託より、累積したポイント分に相当する当社株式（在任期間が短い場合には当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭）を当社株式から生じる配当とともに交付または給付します。なお、2024年6月21日開催予定の第100回定時株主総会において、第4号議案（取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度導入の件）が原案通り可決された場合には、新株式報酬を2024年度分報酬より適用することとなりますが、毎年の当期純利益（連結）に応じたポイントを付与し、退任後にBIP信託より累積したポイント分に相当する当社株式を配当とともに交付する基本的な仕組に変更はありません。

事業報告

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
川名正敏	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主に東京女子医科大学附属青山病院病院長及び東京女子医科大学病院副院長としての病院経営の経験と医療に関する高度な知識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期はガバナンス・指名・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献する等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。また、健康経営や新型コロナウイルス禍後の防疫体制に関し、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。
中森真紀子	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識に加え、多数の企業役員を歴任したことによる企業経営者としての経験に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期は女性活躍推進委員会の委員長を務め、当社女性従業員の活躍推進に向けた施策について現場目線に根差した議論を主導するとともに、ガバナンス・指名・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献する等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。また、内部統制・コンプライアンスやDX分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。
石塚邦雄	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、主に企業トップや日本経済団体連合会副会長を歴任したことによる豊富な経験と、企業経営や小売業界に関する知見に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期はガバナンス・指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役会実効性評価等のガバナンス面、経営陣幹部の選解任や後継者計画、役員報酬等に関する議論を主導する等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。また、当社が推進するマーケットインによる事業変革や人材戦略の分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。
伊藤明子	就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に消費者庁長官をはじめ行政の要職を歴任したことによる豊富な経験と、暮らしや生活の分野を中心とした長年の行政経験を通じて培われた消費者視点の課題全般に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期はガバナンス・指名・報酬委員会の委員を務め、当社のガバナンスの更なる進化や後継者計画・役員指名の客観性の向上に貢献する等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。また、SDGs/ESGや人材戦略の分野において、専門知識・経験を活かして数多くの有益な提言等を行っています。

② 社外監査役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
瓜生 健太郎	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に幅広い企業法務の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期はガバナンス・指名・報酬委員会のオブザーバーとして、当社のガバナンスの更なる進化に貢献しました。
藤田 勉	就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、長年にわたる金融業界における経歴による高度な専門知識と企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期は女性活躍推進委員会の委員も務め、当社の女性活躍支援のための施策や女性登用促進に向けた取組の加速化に貢献しました。
小林 久美	就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての金融・会計の経歴から、財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験に基づき、社外監査役として客観的・中立的な立場から発言を行っています。加えて、当期は女性活躍推進委員会の委員も務め、当社の女性活躍支援のための施策や女性登用促進に向けた取組の加速化に貢献しました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役岡藤正広、石井敬太、小林文彦、鉢村剛、都梅博之、中宏之、川名正敏、中森真紀子、石塚邦雄及び伊藤明子の10名並びに監査役京田誠、的場佳子、瓜生健太郎、藤田勉及び小林久美の5名との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しています。但し、各取締役及び各監査役が、法令違反を認識しながら行った行為、自己若しくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を与える目的で職務を執行したことに關して発生した費用等については、当社は、締結者に対して補償を行いません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社すべての取締役及び監査役等が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。但し、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は、補償対象外とされており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれない仕組みとなっています。なお、本保険の保険料は、全額当社が負担しています。

事業報告

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査または証明業務）についての報酬等の額 740百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 2,481百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び国際会計基準（IFRS）に基づく英文財務諸表に係る監査の報酬を含めています。

(注2) 当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部管理体制評価等についての対価を支払っており、それらは上記②の報酬等の合計額に含めています。

(注3) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や監査品質、報酬見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(注4) 「1. 当社グループの現況に関する事項 (4) 重要な企業結合の状況 ①重要な子会社及び関連会社の状況」に記載されている重要な子会社及び関連会社のうち、プリマハム(株)、(株)ヤナセ及び(株)オリエンテーションはEY新日本有限責任監査法人、不二製油グループ本社(株)及び(株)デサントは有限責任あずさ監査法人、大建工業(株)は仰星監査法人、海外の子会社及び関連会社は外国の法令に基づいた会計監査人としての資格を有する現地の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の品質管理、当社からの独立性等の監査役会が定める評価基準に基づく評価結果及びその他考慮すべき事項を総合的に勘案した結果、会計監査人の解任または不再任が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

5. 内部統制システムに関する基本方針及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システムに関する基本方針の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。以下、2006年4月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。（直近では2024年5月8日付で一部改訂を行っています。）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コーポレート・ガバナンス	<ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。 2 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。 3 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定のもと、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。 4 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
コンプライアンス	<ol style="list-style-type: none"> 1 取締役及びその他役員は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動指針」に則り行動する。 2 コンプライアンス統括役員（代表取締役）、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。
財務報告の 適正性確保のための体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO（Chief Financial Officer）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。 2 開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
内部監査	<p>社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の方法及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。</p>

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

事業報告

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

HMC及び各種社内委員会	社長補佐機関としてHMC（Headquarters Management Committee）及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとする。
ディビジョンカンパニー制	ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。
職務権限・責任の明確化	適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理・報告体制	1	子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
	2	当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業務の適正が確保されるように努める。
	3	子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決める。
子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制		子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮のうえ、リスクカテゴリーごとにグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制		連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	1	各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。
	2	「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
	3	子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

重要会議への出席	監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
報告体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。 2 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑧ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告体制等

報告体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。 2 コンプライアンス統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。 3 「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」において、以上により監査役に対して報告を行った者に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、十分周知する。
------	---

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査部の監査役との連携	監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
外部専門家の起用	監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

事業報告

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムを適正に運用するため、当社は、基本方針に定める各事項を更に細分化した確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定め、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署（及び関連するその他の社内委員会）による内部統制システムの構築・運用状況等を確認する体制を取っています。内部統制委員会（2024年度）は、CSOを委員長、事務局を業務部とし、CAO、CFO、監査部長及び外部専門家（弁護士）が委員となって構成されている他、監査役も毎回出席し、意見を述べています。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される確認項目ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、財務報告の適正性確保のための体制、コンプライアンス体制、損失の危険の管理のための体制及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況等の重要事項については、各担当部署からなされる個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用状況等を確認しています。

また、内部統制委員会における審議結果については、HMC及び取締役会に対しても年2回報告されており、取締役会において、内部統制システムの構築・運用状況等について最終的な通期評価を行っています。

内部統制に関連する主な社内委員会の開催状況（2023年度）は、内部統制委員会が2回、コンプライアンス委員会が2回、ALM（Asset Liability Management）委員会が14回となっています。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については定期的に内部統制委員会に報告されています。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。また、当社は2024年5月8日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2023年度における構築・運用状況等を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

監査報告書



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 博之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藪内 大介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、伊藤忠商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

伊藤忠商事株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 博之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 進
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藪内 大介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠商事株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築、運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

伊藤忠商事株式会社 監査役会

常勤監査役	京 田 誠 ㊟
常勤監査役	的 場 佳 子 ㊟
社外監査役	瓜 生 健太郎 ㊟
社外監査役	藤 田 勉 ㊟
社外監査役	小 林 久 美 ㊟

以 上

別紙3 東信別荘地管理：成立の日における貸借対照表の内容

株式会社東信別荘地管理
 会社設立日現在の貸借対照表
 (2025年1月16日現在)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	0円
現金及び預金	1円	固定負債	0円
固定資産	0円	負債の部合計	0円
繰延資産	0円	純資産の部	
		株主資本	
		資本金	1円
		資本剰余金	
		資本準備金	0円
		その他資本剰余金	0円
		利益剰余金	0円
		評価・換算差額等	0円
		新株予約権	0円
		純資産の部合計	1円
資産の部合計	1円	負債及び純資産の部合計	1円